

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号  
特許第7616615号  
(P7616615)

(45)発行日 令和7年1月17日(2025.1.17)

(24)登録日 令和7年1月8日(2025.1.8)

(51)国際特許分類 F I  
G 0 6 F 3/04817(2022.01) G 0 6 F 3/04817  
H 0 4 L 51/04 (2022.01) H 0 4 L 51/04

請求項の数 14 (全38頁)

(21)出願番号	特願2023-544244(P2023-544244)	(73)特許権者	521431088
(86)(22)出願日	令和4年1月11日(2022.1.11)		北京字跳 網 絡 技 術 有 限 公 司
(65)公表番号	特表2024-506497(P2024-506497 A)		Beijing Zitiao Network Technology Co., Ltd.
(43)公表日	令和6年2月14日(2024.2.14)		中国北京市海淀区紫金数碼園4号楼2層
(86)国際出願番号	PCT/CN2022/071150		0 2 0 7
(87)国際公開番号	WO2022/156557		0 2 0 7, 2 / F, Building
(87)国際公開日	令和4年7月28日(2022.7.28)		4, Zijin Digital Park, Haidian District, Beijing, P. R. China
審査請求日	令和5年7月21日(2023.7.21)	(74)代理人	100107766
(31)優先権主張番号	202110088297.1		弁理士 伊東 忠重
(32)優先日	令和3年1月22日(2021.1.22)	(74)代理人	100070150
(33)優先権主張国・地域又は機関	中国(CN)		

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 画像表示方法、装置、デバイス及び記憶媒体

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像表示方法であって、

第2ユーザが第1ユーザに送信したターゲット招待情報を表示するステップと、  
前記ターゲット招待情報に対する第2トリガー操作を検出した場合、前記第1ユーザの  
第1ユーザ識別子及び前記第2ユーザの第2ユーザ識別子が含まれる第1生成要求をサー  
バに送信するステップであって、前記第1生成要求は、前記第1ユーザ識別子と関連付け  
て記憶される第1顔画像、前記第2ユーザ識別子と関連付けて記憶される第2顔画像、及  
び第1絵文字テンプレート画像に基づいて第1カスタム絵文字画像を生成するように前記  
サーバに指示するために用いられるステップと、

前記サーバからフィードバックされた前記第1カスタム絵文字画像を受信するステップ  
と、

前記第1ユーザと前記第2ユーザとがセッションチャットを実現するセッションインタ  
フェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、前記  
セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示するステップであって、前記絵  
文字推奨パネルにはターゲットポータルアイコンが表示されており、前記ターゲットポ  
ータルアイコンは、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするために用いられ  
、前記ターゲット絵文字画像は前記第1カスタム絵文字画像を含むステップと、

前記ターゲットポータルアイコンに対する第1トリガー操作を検出した場合、前記絵文  
字推奨パネルの表示を停止するステップと、

前記セッションインタフェース内に、前記ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示するステップであって、前記ターゲット絵文字展示パネルには第1プレビュー画像が表示されており、前記第1プレビュー画像が、前記ターゲット絵文字画像のプレビュー画像であるステップと、

を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記ターゲット招待情報は、

前記第2ユーザが前記セッションインタフェース内に表示される第1招待提示情報をトリガーすることで前記第1ユーザに送信する招待情報である第1招待情報と、

前記第2ユーザが第2絵文字画像を展示するための絵文字展示パネル内に表示される第2招待提示情報をトリガーすることで前記第1ユーザに送信する招待情報である第2招待情報であって、前記第2絵文字画像は前記第2顔画像に基づいて生成される第2招待情報と、のうちのいずれかを含む、

10

ことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ターゲット招待情報は、ターゲットテンプレート識別子が含まれ、前記ターゲットテンプレート識別子は、前記第2ユーザによって選択された絵文字テンプレートのテンプレート識別子であり、

前記第1生成要求はさらに、前記ターゲットテンプレート識別子が含まれ、前記第1絵文字テンプレート画像は、前記ターゲットテンプレート識別子に対応する絵文字テンプレート画像である、

20

ことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記方法は、

前記第1カスタム絵文字画像が存在せず、前記第1顔画像に基づいて生成された第3絵文字画像が存在することを検出した場合、前記第3絵文字画像のプレビュー画像を表示するステップをさらに含む、

ことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記方法は、

前記第1ユーザの第1顔画像及び第2絵文字テンプレート画像に基づいて生成された第3絵文字画像が存在しないことを検出した場合、前記第2絵文字テンプレート画像のプレビュー画像を表示するステップをさらに含む、

30

ことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記ターゲット絵文字展示パネルにはさらに、絵文字生成トリガーコントロールが表示されており、

前記ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示した後、さらに、

前記絵文字生成トリガーコントロールに対する第3トリガー操作を検出した場合、顔収集インタフェースを表示するステップと、

40

前記顔収集インタフェースが前記第1顔画像を収集した場合、前記第1顔画像が含まれる第2生成要求をサーバに送信するステップであって、前記第2生成要求は、前記第1顔画像及び前記第2絵文字テンプレート画像に基づいて前記第3絵文字画像を生成するように前記サーバに指示するために用いられるステップと、

前記サーバからフィードバックされた前記第3絵文字画像を受信するステップと、

前記第1プレビュー画像を第2プレビュー画像に置き換えて表示するステップであって、前記第2プレビュー画像は、前記第3絵文字画像のプレビュー画像であるステップと、

を含むことを特徴とする請求項5に記載の方法。

【請求項7】

50

前記第 1 プレビュー画像は、プリセットテキストスタイルで表示される第 1 ターゲットテキストを含み、

前記入力テキストの文字数がプリセット数閾値以下である場合、前記第 1 ターゲットテキストは、前記入力テキストを含み、

前記入力テキストの文字数が前記プリセット数閾値よりも大きい場合、前記第 1 ターゲットテキストは、プリセットテキストを含む、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記ターゲットポータルアイコンは、

前記第 1 プレビュー画像においてランダムに選択された画像である第 1 ポータル画像と、  
前記入力テキストが属する感情タイプと同じ感情タイプのターゲット絵文字画像のプレ  
ビュー画像である第 2 ポータル画像と、のうちのいずれかを含む、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記ターゲットポータルアイコンは、プリセットテキストスタイルで表示される第 2 ターゲットテキストを含み、前記第 2 ターゲットテキストは、前記入力テキストにおける最初のプリセット数の文字を含む、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

前記絵文字推奨パネルには第 3 プレビュー画像が表示されており、前記第 3 プレビュー  
画像は、前記ターゲットポータルアイコン及び第 4 絵文字画像のプレビュー画像を含み、  
前記第 4 絵文字画像は、前記入力テキストが属する感情タイプと同じ感情タイプの非カス  
タムの絵文字画像であり、

絵文字推奨パネルを表示する前記ステップの後、前記方法はさらに、

前記絵文字推奨パネルの表示時間長を計時するステップと、

前記表示時間長がプリセット時間長に達しかつ前記第 3 プレビュー画像がトリガーされ  
ていない場合、前記絵文字推奨パネルの表示を停止するステップと、

前記セッションインタフェース内に、前記ターゲットポータルアイコンを表示するステ  
ップと、

を含むことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 11】

前記ターゲットポータルアイコンを表示する前記ステップの後、さらに、

前記セッションインタフェース内に前記入力テキストが表示されない場合、前記ターゲ  
ットポータルアイコンの表示を停止するステップ、を含む、

ことを特徴とする請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

画像表示装置であって、

セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガ  
ーするときに、前記セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示するように  
配置される第 1 表示ユニットであって、前記絵文字推奨パネルにはターゲットポータルア  
イコンが表示されており、前記ターゲットポータルアイコンは、カスタムのターゲット絵  
文字画像の表示をトリガーするために用いられる第 1 表示ユニットと、

前記ターゲットポータルアイコンに対する第 1 トリガー操作を検出した場合、前記絵文  
字推奨パネルの表示を停止するように配置される第 2 表示ユニットと、

前記セッションインタフェース内に、前記ターゲットポータルアイコンに対応するター  
ゲット絵文字展示パネルを表示するように配置される第 3 表示ユニットであって、前記ター  
ゲット絵文字展示パネルには第 1 プレビュー画像が表示されており、前記第 1 プレビ  
ュー画像が、前記ターゲット絵文字画像のプレビュー画像である第 3 表示ユニットと、

を含み、

前記セッションインタフェースは、第 1 ユーザと第 2 ユーザとがセッションチャットを

10

20

30

40

50

実現するインタフェースであり、前記ターゲット絵文字画像は第1カスタム絵文字画像を含み、

前記画像表示装置は、

前記第2ユーザが前記第1ユーザに送信したターゲット招待情報を表示するように配置される第4表示ユニットと、

前記ターゲット招待情報に対する第2トリガー操作を検出した場合、前記第1ユーザの第1ユーザ識別子及び前記第2ユーザの第2ユーザ識別子が含まれる第1生成要求をサーバに送信するように配置される第1送信ユニットであって、前記第1生成要求は、前記第1ユーザ識別子と関連付けて記憶される第1顔画像、前記第2ユーザ識別子と関連付けて記憶される第2顔画像、及び第1絵文字テンプレート画像に基づいて前記第1カスタム絵文字画像を生成してフィードバックするように前記サーバに指示するために用いられる第1送信ユニットと、

前記サーバからフィードバックされた前記第1カスタム絵文字画像を受信するように配置される第1受信ユニットと、をさらに含む

ことを特徴とする装置。

#### 【請求項13】

画像表示デバイスであって、

プロセッサと、

実行可能な指令を記憶するためのメモリと、

を含み、

前記プロセッサは、前記メモリから前記実行可能な指令を読み取って実行することで、請求項1から11のいずれか1項に記載の画像表示方法を実現する、

ことを特徴とするデバイス。

#### 【請求項14】

コンピュータ可読記憶媒体であって、

コンピュータプログラムが記憶されており、前記コンピュータプログラムがプロセッサによって実行される場合、プロセッサに請求項1から11のいずれか1項に記載の画像表示方法を実現させる、

ことを特徴とするコンピュータ可読記憶媒体。

#### 【発明の詳細な説明】

#### 【技術分野】

#### 【0001】

(関連出願の相互参照)

本出願は、2021年01月22日に国家知識産権局に提出された、出願番号が202110088297.1であって、発明の名称が「画像表示方法、装置、デバイス及び媒体」である中国特許出願に基づく優先権を主張するものであり、その全内容は参照により本件出願に援用される。

(技術分野)

本開示は、画像処理の技術的分野に関し、特に、画像表示方法、装置、デバイス及び記憶媒体などに関する。

#### 【背景技術】

#### 【0002】

ソーシャルメディアの普及に伴い、人々は既に、単なる文字や音声等のコミュニケーション方式に満足せず、社会活動を豊かにするためにより面白いメディアを必要としており、そのため、様々な絵文字画像(ここで、ステッカーやスタンプと呼ばれる場合を含む)が情勢によって生まれきた。それに伴い、ユーザは、カスタム絵文字画像を使用して社会活動を行う傾向にある。

#### 【0003】

現在、ユーザがカスタム絵文字画像を送信しようとする場合、カスタム絵文字画像を見つけるには、一連の煩雑な操作を行う必要があるため、ユーザがカスタム絵文字画像を検

10

20

30

40

50

索する操作は煩雑になり、ユーザの体験が低下している。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

上記した技術的課題を解決するために、または、少なくとも部分的に解決するために、本開示は、画像表示方法、装置、デバイス及び媒体を提供する。

【課題を解決するための手段】

【0005】

第1の態様によれば、本開示は、画像表示方法を提供し、

セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするとき、セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示するステップであって、絵文字推奨パネルにはターゲットポータルアイコンが表示されており、ターゲットポータルアイコンは、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするために用いられるステップと、

10

ターゲットポータルアイコンに対する第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止するステップと、

セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示するステップであって、ターゲット絵文字展示パネルには第1プレビュー画像が表示されており、第1プレビュー画像が、ターゲット絵文字画像のプレビュー画像であるステップと、を含む。

20

【0006】

第2の態様によれば、本開示は、画像表示装置を提供し、

セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするとき、セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示するように配置される第1表示ユニットであって、絵文字推奨パネルにはターゲットポータルアイコンが表示されており、ターゲットポータルアイコンは、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするために用いられる第1表示ユニットと、

ターゲットポータルアイコンに対する第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止するように配置される第2表示ユニットと、

セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示するように配置される第3表示ユニットであって、ターゲット絵文字展示パネルには第1プレビュー画像が表示されており、第1プレビュー画像がターゲット絵文字画像のプレビュー画像である第3表示ユニットと、を含む。

30

【0007】

第3の態様によれば、本開示は、画像表示デバイスを提供し、

プロセッサと、

実行可能な指令を記憶するためのメモリと、

を含み、

プロセッサは、メモリから実行可能な指令を読み取って実行することで、第1の態様に記載の画像表示方法を実現するために用いられる。

40

【0008】

第4の態様によれば、本開示はコンピュータ可読記憶媒体を提供し、当該記憶媒体はコンピュータプログラムが記憶されており、コンピュータプログラムがプロセッサによって実行される場合、プロセッサに第1の態様に記載の画像表示方法を実現させる。

【0009】

本開示の実施例によって提供される技術案は、従来技術と比較すれば、以下のような利点を有する。

本開示の実施例の画像表示方法、装置、デバイス及び媒体は、セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするとき、セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示することができ、当該絵文字推奨パネルは

50

、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするためのターゲットポータルアイコンを含むことができ、さらにターゲットポータルアイコンに対する第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止するとともに、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示することができ、当該ターゲット絵文字展示パネルは、ターゲット絵文字画像のプレビュー画像が表示されることが可能になり、これにより、ユーザは、入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、直接に絵文字推奨パネル内に表示されるターゲットポータルアイコンにより、ターゲット絵文字画像のプレビュー画像が表示されているターゲット絵文字展示パネルに快速に入ることができ、ユーザによるカスタム絵文字画像の検索の利便性を向上させ、ユーザによるカスタム絵文字画像の検索操作を簡単化し、さらにユーザの体験を向上させる。

10

【図面の簡単な説明】

【0010】

本開示の各実施例の上記及び他の特徴、利点、並びに態様は、添付の図面と併せて以下の具体的な実施形態を参照することによってより明らかになる。図面全体を通して、同一または類似の符号は、同一または類似の要素を示す。ここで、図面は、概略的なものであり、部品及び要素は必ずしも一定の縮尺で描かれているわけではない。

【図1】本開示の実施例による画像表示のアーキテクチャ図である。

【図2】本開示の実施例による別の画像表示のアーキテクチャ図である。

【図3】本開示の実施例による画像表示方法の概略フローチャートである。

20

【図4】本開示の実施例による絵文字推奨パネルの概略図である。

【図5】本開示の実施例によるポータルトリガー過程の概略図である。

【図6】本開示の実施例による第1絵文字画像生成方法の概略フローチャートである。

【図7】本開示の実施例による招待情報の概略図である。

【図8】本開示の実施例による別のポータルトリガー過程の概略図である。

【図9】本開示の実施例によるさらに別のポータルトリガー過程の概略図である。

【図10】本開示の実施例による第3絵文字画像生成方法の概略フローチャートである。

【図11】本開示の実施例による絵文字展示パネルの概略図である。

【図12】本開示の実施例による別の絵文字展示パネルの概略図である。

【図13】本開示の実施例による別の絵文字推奨パネルの概略図である。

30

【図14】本開示の実施例によるポータルアイコン表示方式の概略図である。

【図15】本開示の実施例による画像表示装置の構造概略図である。

【図16】本開示の実施例による画像表示デバイスの構造概略図である。

【発明を実施するための形態】

【0011】

以下で、図面を参照しながら本開示の実施例についてより詳しく説明する。本開示のいくつかの実施例は図面に示されているが、本開示は様々な形態で実現されることができ、本明細書に記載の実施例に制限されるものと解釈されるべきではなく、むしろこれらの実施例は本開示をより深くかつ完全に理解するために提供されることを理解されたい。また、本開示の図面及び実施例は、例示的な目的のためにのみ使用され、本開示の保護範囲を制限することを意図するものではないことは理解されるべきである。

40

【0012】

本開示の方法の実施形態に記載される各ステップは、異なる順序に従って実行され、及び/または並行して実行されることが理解されるべきである。また、方法の実施形態は、追加のステップを含み、及び/または示されるステップの実行を省略することができる。本開示の範囲はこの点に関して限定されない。

【0013】

本明細書で使用される「含む」という用語及びその変形は、自由形式の包含、即ち、「含むがこれらに限定されない」という意味である。「に基づく」という用語は、「少なくとも部分的に基づく」という意味である。「一実施例」という用語は、「少なくとも1つ

50

の実施例」を意味し、「別の実施例」という用語は、「少なくとも1つの別の実施例」を意味し、「いくつかの実施例」という用語は、「少なくともいくつかの実施例」を意味する。他の用語の関連する定義は、以下で説明される。

【0014】

なお、本開示で言及される「第1」、「第2」等の概念は、異なる装置、モジュール又はユニットを区別するためにのみ使用され、これらの装置、モジュール、又はユニットによって実行される機能の順序又は相互依存関係を限定することを意図するものでもない。

【0015】

ここで、本開示で言及される「1つ」、「複数」の修飾は限定ではなく、例示的なものであり、当業者であれば理解できるように、本明細書において特に指摘されない限り、「1つ又は複数」として理解されるべきである。

10

【0016】

本開示の実施形態における複数の装置の間でやり取りされるメッセージ又は情報の名称は、これらのメッセージ又は情報の範囲を限定することを意図するものではなく、説明する目的のためだけである。

【0017】

本開示によって提供される画像表示方法は、図1、図2に示すアーキテクチャに適用されることができ、具体的には、図1、図2を結合して詳しく説明する。

【0018】

図1は本開示の実施例による画像表示のアーキテクチャ図を示す。

20

【0019】

図1に示すように、当該画像表示アーキテクチャには、クライアントの少なくとも1つの第1電子デバイス110及び少なくとも1つの第2電子デバイス120が含まれることができる。第1電子デバイス110及び第2電子デバイス120は、ネットワークプロトコル、例えば、ハイパーテキスト・トランスファー・プロトコル・セキュア(Hyper Text Transfer Protocol over Secure Socket Layer、HTTPS)を介して接続を確立して情報のインタラクションを行うことができる。第1電子デバイス110及び第2電子デバイス120は、それぞれ携帯電話、タブレット、デスクトップコンピュータ、ノートパソコン、車載端末、ウェアラブル電子デバイス、一体型パソコン、スマートホームデバイス等の通信機能を有するデバイスを含んでもよいし、仮想マシンやシミュレータによってシミュレートされたデバイスであってもよい。

30

【0020】

上記アーキテクチャに基づいて、第1電子デバイス110及び少なくとも1つの第2電子デバイス120のそれぞれが展示する、指定されたプラットフォームに属するセッションインタフェース内で、第1電子デバイス110を使用する第1ユーザと、第2電子デバイス120を使用する第2ユーザとが、セッションチャットを実現できる。指定されたプラットフォームは、インスタントメッセージング機能を有することができる。任意選択で、指定されたプラットフォームは、指定されたウェブサイトであってもよいし、指定されたアプリケーションプログラムであってもよい。

40

【0021】

第1ユーザが、第2ユーザに送信しようとする入力テキストをセッションインタフェース内に入力する過程において、セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするとき、セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示することができ、当該絵文字推奨パネルは、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするためのターゲットポータルアイコンが表示されることが可能になり、さらにターゲットポータルアイコンに対する第1ユーザの第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止することができ、それに、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示し、当該ターゲット絵文字展示パネルは、第1プレビュー画像が表示されることが可能にな

50

り、第1プレビュー画像は、ターゲット絵文字画像のプレビュー画像であってもよい。

【0022】

従って、ユーザは、入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、直接に絵文字推奨パネル内に表示されるターゲットポータルアイコンにより、ターゲット絵文字画像のプレビュー画像が表示されているターゲット絵文字展示パネルに快速に入ることができ、ユーザが煩雑な操作を行う必要がなくカスタムのターゲット絵文字画像を見つけることができ、ユーザによるカスタムのターゲット絵文字画像の検索の利便性を向上させ、ユーザによるカスタムのターゲット絵文字画像の検索操作を簡単化し、さらにユーザの体験を向上させる。

【0023】

また、本開示の実施例によって提供される画像表示方法は、上記の複数の電子デバイスによって構成されるアーキテクチャに適用することができる以外、電子デバイス及びサーバによって構成されるアーキテクチャに適用することができ、具体的には、図2を結合して説明する。

【0024】

図2は本開示の実施例による別の画像表示のアーキテクチャ図を示す。

【0025】

図2に示すように、当該画像表示アーキテクチャには、クライアントの少なくとも1つの第1電子デバイス110及び少なくとも1つの第2電子デバイス120、並びにサービスエンドの少なくとも1つのサーバ130が含まれることができる。第1電子デバイス110、第2電子デバイス120、及びサーバ130は、ネットワークプロトコル、例えば、HTTPSを介して接続を確立して情報のインタラクションを行うことができ、それに、第1電子デバイス110及び第2電子デバイス120は、サーバ130を介して通信を実現することができる。第1電子デバイス110及び第2電子デバイス120は、それぞれ、携帯電話、タブレット、デスクトップコンピュータ、ノートパソコン、車載端末、ウェアラブル電子デバイス、一体型パソコン、スマートホームデバイス等の通信機能を有するデバイスを含んでもよいし、仮想マシンやシミュレータによってシミュレートされたデバイスであってもよい。サーバ130は、クラウドサーバやサーバクラス等の記憶及び計算機能を有するデバイスであってもよい。

【0026】

上記アーキテクチャに基づいて、第1電子デバイス110及び少なくとも1つの第2電子デバイス120のそれぞれが展示する、サーバ130によって提供される、指定されたプラットフォームに属するセッションインタフェース内で、第1電子デバイス110を使用する第1ユーザ、及び第2電子デバイス120を使用する第2ユーザは、セッションチャットを実現できる。指定されたプラットフォームは、インスタントメッセージング機能を有することができる。任意選択で、指定されたプラットフォームは、指定されたウェブサイトであってもよいし、指定されたアプリケーションプログラムであってもよい。

【0027】

第1ユーザが第2ユーザに送信しようとする入力テキストをセッションインタフェース内で入力する前に、第1電子デバイス110は、サーバ130から送信されたカスタムのターゲット絵文字画像を取得することができる。

【0028】

第1ユーザが第2ユーザに送信しようとする入力テキストをセッションインタフェース内で入力する過程において、セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示することができ、当該絵文字推奨パネルは、ターゲット絵文字画像の表示をトリガーするためのターゲットポータルアイコンが表示されることが可能になり、さらにターゲットポータルアイコンに対する第1ユーザの第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止することができ、それに、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示し、当該ターゲ

10

20

30

40

50

ット絵文字展示パネルは、第1プレビュー画像が表示されることが可能になり、第1プレビュー画像は、ターゲット絵文字画像のプレビュー画像であってもよい。

【0029】

従って、ユーザは、当該入力テキストを入力する前に、まず、ターゲット絵文字画像を取得し、それに、ターゲット絵文字画像を取得した後、入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、直接に絵文字推奨パネル内に表示されるターゲットポータルアイコンによりターゲット絵文字画像のプレビュー画像が表示されているターゲット絵文字展示パネルに快速に入ることができ、ユーザが煩雑な操作を行う必要がなくカスタムのターゲット絵文字画像を見つけることができ、ユーザによるカスタムのターゲット絵文字画像の検索の利便性を向上させ、ユーザによるカスタムのターゲット絵文字画像の検索操作を単純化し、さらにユーザの体験を向上させる。

10

【0030】

上記アーキテクチャによれば、以下、図3～図14を結合して本開示の実施例によって提供される画像表示方法を説明する。

【0031】

本開示の実施例では、当該画像表示方法は電子デバイスによって実行されてもよい。いくつかの実施例では、当該電子デバイスは、図1、図2に示すクライアントにおける第1電子デバイス110であってもよい。電子デバイスは、携帯電話、タブレット、デスクトップコンピュータ、ノートパソコン、車載端末、ウェアラブルデバイス、一体型パソコン、スマートホームデバイス等の通信機能を有するデバイスを含んでもよいし、仮想マシンやシミュレータによってシミュレートされたデバイスを含んでもよい。

20

【0032】

図3は本開示の実施例による画像表示方法の概略フローチャートを示す。

【0033】

図3に示すように、当該画像表示方法は、以下のステップS310～S330を含むことができる。

【0034】

S310、セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示し、絵文字推奨パネルはターゲットポータルアイコンが表示されている。

30

【0035】

本開示の実施例では、電子デバイスにセッションインタフェースが表示される場合、ユーザは、セッションインタフェースの入力ボックス内に入力テキストをインプットすることができ、ユーザが入力テキストをインプットする過程において、電子デバイスは、入力テキストをリアルタイムに検出することができ、入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーすることを検出したときに、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンが展示されている絵文字推奨パネルを表示することができる。

【0036】

いくつかの実施例では、電子デバイスは、入力テキストをリアルタイムに取得するとともに、予めトレーニングして得られた感情分類モデルに入力テキストを入力し、当該入力テキストに対応する感情タイプを得ることができ、当該感情タイプは、入力テキストが表現しようとする気分を指示するために用いられる。次いで、電子デバイスは、ローカルに記憶される非カスタム絵文字画像を検出することができ、当該入力テキストに対応する感情タイプを有する絵文字画像が存在することを検出した場合、入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーしたと決定し、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンが展示されている絵文字推奨パネルを表示することができる。

40

【0037】

別の実施例では、電子デバイスは、入力テキストをリアルタイムに取得するとともに、入力テキストにおける感情キーワードを抽出することができる。次いで、電子デバイスは、ローカルに記憶された非カスタム絵文字画像の画像タグを検出することができ、画像タ

50

グが当該感情キーワードである絵文字画像が存在することを検出した場合、入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーしたと決定し、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンが展示されている絵文字推奨パネルを表示することができる。

【0038】

本開示の実施例では、絵文字推奨パネルは、ターゲットポータルアイコンを格納するためのコンテナであってもよく、これにより、絵文字推奨パネルにターゲットポータルアイコンが表示されることが可能になる。

【0039】

いくつかの実施例では、当該絵文字推奨パネルは、セッションインタフェースの情報表示エリア内に表示されることが可能である。情報表示エリアは、セッションチャットの記録を表示するための領域であってもよい。セッションチャットの記録は、インスタントセッションメッセージ及び履歴セッションメッセージのうちの少なくとも1種を含むことができる。

10

【0040】

任意選択で、当該絵文字推奨パネルは、右揃えで情報表示エリア内に重ね合わせて表示されるとともに、入力ボックスの頂部に位置することができる。

【0041】

図4は本開示の実施例による絵文字推奨パネルの概略図を示す。

【0042】

図4に示すように、電子デバイス401は、小紅と小蘭とがセッションチャットを行うセッションインタフェース402が表示されることが可能になり、セッションインタフェース402内に情報表示エリア403、入力ボックス404、及び仮想キーボードコントロール405が表示されている。小紅が入力ボックス404内に入力テキストである「ハハハハ」をインプットするときに、電子デバイスは、入力テキストである「ハハハハ」が絵文字推奨イベントをトリガーすると決定するとともに、入力ボックス404の上方の情報表示エリア403内に右揃えで絵文字推奨パネル406を重ね合わせて表示する。絵文字推奨パネル406内に、カスタム絵文字画像に対応するターゲットポータルアイコン407が表示されることが可能になる。

20

【0043】

別の実施例では、当該絵文字推奨パネルはさらに、入力ボックスとセッションインタフェースの仮想キーボードコントロールとの間に表示されることが可能である。仮想キーボードコントロールは、ユーザが入力ボックスに入力テキストをインプットするためのものである。

30

【0044】

具体的には、電子デバイスは、絵文字推奨パネルの表示領域を入力ボックスと仮想キーボードコントロールとの間に追加表示するとともに、当該絵文字推奨パネルの表示領域内に当該絵文字推奨パネルを表示することができる。

【0045】

任意選択で、当該絵文字推奨パネルは、両端揃えで入力ボックスと仮想キーボードコントロールとの間に表示されることが可能である。

40

【0046】

本開示の実施例では、ターゲットポータルアイコンは、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするために用いられることができる。従って、ユーザは、ターゲットポータルアイコンをトリガーすることで、電子デバイスにターゲット絵文字画像のプレビュー画像を直接に表示させることができる。

【0047】

絵文字画像は、意思表示機能を有する画像であり、当該絵文字画像を送信したユーザの心の動き、気分、感情、または特定の意味を反映することができる。

【0048】

カスタムのターゲット絵文字画像は、カスタム絵文字画像であってもよい。具体的には

50

、ターゲット絵文字画像は、ユーザ自身の顔特徴と結合して生成する必要がある絵文字画像であってもよい。

【0049】

任意選択で、ターゲット絵文字画像は、静的絵文字画像及び動的絵文字画像のうちの少なくとも1種を含むことができる。

【0050】

一般的には、静的絵文字画像は、1フレームの静的ピクチャであってもよく、例えば、静的絵文字画像は、ポータブルネットワークグラフィックス (Portable Network Graphics、PNG) というファイルフォーマットの画像であってもよいが、動的絵文字画像は、複数フレームの静的ピクチャから合成される1つの動画ピクチャであり、例えば、動的絵文字画像は、グラフィックス・インターチェンジ・フォーマット (Graphics Interchange Format、GIF) というファイルフォーマットの画像であってもよい。

10

【0051】

以下、図3を参照し、S320を引き続き説明する。

【0052】

S320、ターゲットポータルアイコンに対する第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止する。

【0053】

本開示の実施例では、セッションインタフェース内にターゲットポータルアイコンが展示されている絵文字推奨パネルが表示されている場合、ユーザは、ターゲットポータルアイコンに対して第1トリガー操作を行うことができる。電子デバイスは、セッションインタフェースに対するユーザの操作をリアルタイムに検出するとともに、ターゲットポータルアイコンに対する第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止することができる。

20

【0054】

任意選択で、第1トリガー操作は、ターゲットポータルアイコンに対するクリック、長押し、ダブルクリック等の操作であってもよく、ここでは制限しない。

【0055】

いくつかの実施例では、当該絵文字推奨パネルがセッションインタフェースの情報展示エリア内に表示される場合、電子デバイスは、直接に絵文字推奨パネルの表示を停止することができる。

30

【0056】

別の実施例では、当該絵文字推奨パネルが入力ボックスとセッションインタフェースの仮想キーボードコントロールとの間に表示される場合、電子デバイスは、絵文字推奨パネルの表示領域の表示を取り消すことができ、さらに絵文字推奨パネルの表示を停止する。

【0057】

S330、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示し、ターゲット絵文字展示パネルは第1プレビュー画像が表示されており、第1プレビュー画像はターゲット絵文字画像のプレビュー画像である。

40

【0058】

本開示の実施例では、電子デバイスは、絵文字推奨パネルの表示を停止した後、セッションインタフェース内にターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示することができる。

【0059】

ターゲットポータルアイコンが、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするため用いられるため、ターゲット絵文字展示パネルは、ターゲット絵文字画像を格納するためのコンテナであってもよく、これにより、ターゲット絵文字展示パネルは、ターゲット絵文字画像に対応する第1プレビュー画像が表示されることが可能になる。

【0060】

50

いくつかの実施例では、当該ターゲット絵文字展示パネルは、仮想キーボードコントロールの上に重ね合わせて表示されるとともに、仮想キーボードコントロールをカバーして表示することができる。

【0061】

別の実施例では、当該ターゲット絵文字展示パネルはさらに、仮想キーボードコントロールを置き換えて表示することができる。

【0062】

なお、ターゲット絵文字画像の数は1つであってもよいし、複数であってもよく、ここでは制限しない。

【0063】

本開示の実施例では、セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示し、当該絵文字推奨パネルは、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするためのターゲットポータルアイコンを含むことができ、さらにターゲットポータルアイコンに対する第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止するとともに、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示することができる。当該ターゲット絵文字展示パネルは、ターゲット絵文字画像のプレビュー画像が表示されることが可能になり、これにより、ユーザは、入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、直接に絵文字推奨パネル内に表示されるターゲットポータルアイコンによりターゲット絵文字画像のプレビュー画像が表示されているターゲット絵文字展示パネルに快速に入ることができ、ユーザによるカスタムのターゲット絵文字画像の検索の利便性を向上させ、ユーザによるカスタムのターゲット絵文字画像の検索操作を単純化し、さらにユーザの体験を向上させる。

【0064】

本開示の実施形態では、電子デバイスは、入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーすることを検出した場合、電子デバイスのローカルに記憶されているカスタム絵文字画像の絵文字タイプに応じて、ユーザが絵文字推奨パネルにより展示を直接にトリガーできるターゲット絵文字画像を決定し、さらに当該ターゲット絵文字画像の表示をトリガーするためのターゲットポータルアイコンを絵文字推奨パネルに展示することができる。

【0065】

本開示のいくつかの実施例では、セッションインタフェースは、第1ユーザと第2ユーザとがセッションチャットを実現するインタフェースであってもよい。

【0066】

それに対応して、第1絵文字画像の存在を検出した場合、ターゲット絵文字画像は、第1絵文字画像を含むことができる。第1絵文字画像は、第1ユーザの第1顔画像及び第2ユーザの第2顔画像に基づいて生成され、即ち、第1絵文字画像は、第1顔画像と第2顔画像とのコラボカスタム絵文字画像であってもよく、第1絵文字画像の絵文字タイプは、コラボタイプである。

【0067】

さらには、ターゲットポータルアイコンは、第1絵文字ポータルアイコン、即ち、第1顔画像と第2顔画像とのコラボカスタム絵文字ポータルアイコンであってもよい。

【0068】

さらには、ターゲット絵文字展示パネルは、第1絵文字展示パネル、即ち、第1顔画像と第2顔画像とのコラボカスタム絵文字画像を展示するための絵文字展示パネルであってもよい。

【0069】

いくつかの実施例では、セッションインタフェースは、第1ユーザと1つの第2ユーザとがセッションチャットを実現するインタフェースであってもよい。

【0070】

この場合、第1絵文字画像は、第1ユーザの第1顔画像及び当該第2ユーザの第2顔画

10

20

30

40

50

像に基づいて生成されるコラボカスタム絵文字画像であってもよい。

【0071】

別の実施例では、セッションインタフェースは、第1ユーザと複数の第2ユーザとがセッションチャットを実現するインタフェースであってもよい。

【0072】

この場合、第1絵文字画像は、第1ユーザの第1顔画像及び全ての第2ユーザの第2顔画像に基づいて生成されるコラボカスタム絵文字画像であってもよい。

【0073】

図5は本開示の実施例によるポータルトリガー過程の概略図を示す。

【0074】

図5に示すように、電子デバイス501は、小紅と小蘭とがセッションチャットを行うセッションインタフェース502が表示されることが可能になり、セッションインタフェース502内に情報展示エリア503、入力ボックス504、及び仮想キーボードコントロール505が表示されている。小紅が入力ボックス504内に入力テキストである「ハハハハ」をインプットするときに、電子デバイスは、入力テキストである「ハハハハ」が絵文字推奨イベントをトリガーすると決定し、入力ボックス504の上方の情報展示エリア503内に右揃えで絵文字推奨パネル506を重ね合わせて表示する。電子デバイス501が、小紅と小蘭とのコラボカスタム絵文字画像がローカルに存在することを検出すると、絵文字推奨パネル506内に、当該コラボカスタム絵文字画像に対応するコラボカスタム絵文字ポータルアイコン507が表示されることが可能になる。小紅は、コラボカスタム絵文字ポータルアイコン507をクリックすることができ、電子デバイスは、コラボカスタム絵文字ポータルアイコン507に対するクリック操作を検出した場合、仮想キーボードコントロール505をコラボカスタム絵文字画像の絵文字展示パネル508に置き換えて表示することができ、当該絵文字展示パネル508内に、コラボカスタム絵文字画像のプレビュー画像509が表示されてることが可能になる。

【0075】

これにより、本開示の実施例では、電子デバイスに現在セッションインタフェース内のセッションユーザ間のコラボカスタム絵文字画像が存在する場合、直接に当該コラボカスタム絵文字画像に対応するコラボカスタム絵文字ポータルアイコンを表示することで、現在セッションインタフェース内のセッションユーザ間のコラボカスタム絵文字画像の絵文字展示パネルに快速に入るようにユーザを助けることができ、ユーザのカスタム絵文字画像が多い場合、使用可能なカスタム絵文字画像をユーザのためにインテリジェントに推奨し、さらにユーザの体験を向上させる。

【0076】

本開示の実施例では、任意選択で、電子デバイスは、セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーすると決定する前に、さらに、先に第1絵文字画像を生成する必要がある。

【0077】

図6は本開示の実施例による第1絵文字画像生成方法の概略フローチャートを示す。

【0078】

図6に示すように、第1絵文字画像生成方法は、以下のステップS610～S630を含むことができる。

【0079】

S610、第2ユーザが第1ユーザに送信したターゲット招待情報を表示する。

【0080】

本開示の実施例では、第2ユーザは、使用する電子デバイス、例えば、図1、図2に示す第2電子デバイス120から、第1ユーザが使用する電子デバイスに送信されたターゲットコラボ要求により、第2ユーザが第1ユーザに送信したターゲットコラボ要求に対応するターゲット招待情報を電子デバイスに表示させられることができ、当該ターゲット招待情報は、第2ユーザからコラボ招待が発信されたことを第1ユーザに提示するために用

10

20

30

40

50

いられることができる。

【0081】

任意選択で、ターゲット招待情報は、第1招待情報及び第2招待情報のうちのいずれかを含むことができる。

【0082】

いくつかの実施例では、当該第1招待情報は、第2ユーザがセッションインタフェース内に表示される第1招待提示情報をトリガーすることで第1ユーザに送信した招待情報であってもよい。第1招待提示情報は、第1ユーザにコラボ招待を発信できることを第2ユーザに提示するために用いられる。

【0083】

一例では、第2ユーザが使用する電子デバイスは、第1ユーザ及び第2ユーザがともに既に自撮りカスタム絵文字画像を生成した場合、セッションインタフェース内に第1招待提示情報を表示することができる。第2ユーザは、第1ユーザと絵文字をコラボしようとする、第1招待提示情報をトリガーし、第2ユーザが使用する電子デバイスに、第1コラボ要求を第1ユーザに送信させ、さらに第1ユーザが使用する電子デバイスに、第1コラボ要求に対応する第1招待情報を表示させることができる。

【0084】

別の例では、第1ユーザ及び第2ユーザが既に自撮りカスタム絵文字画像を生成したか否かに関係なく、第2ユーザが使用する電子デバイスはいずれも、セッションインタフェース内に第1招待提示情報を表示することができる。第2ユーザは、第1ユーザと絵文字をコラボしようとする、第1招待提示情報をトリガーし、第2ユーザが使用する電子デバイスに、第1コラボ要求を第1ユーザに送信させ、さらに第1ユーザが使用する電子デバイスに、第1コラボ要求に対応する第1招待情報を表示させることができる。

【0085】

別の実施例では、第2招待情報は、第2ユーザが第2絵文字画像を展示するための絵文字展示パネル内に表示される第2招待提示情報をトリガーすることで第1ユーザに送信した招待情報であってもよい。第2絵文字画像は第2顔画像に基づいて生成され、即ち、第2絵文字画像は第2ユーザの自撮りカスタム絵文字画像である。

【0086】

第2招待提示情報は、アドレス帳における他のユーザにコラボ招待を発信可能であることを第2ユーザに提示するために用いられる。

【0087】

さらには、第2招待提示情報は、さらにアドレス帳における、既に自撮りカスタム絵文字画像を生成した他のユーザにコラボ招待を発信可能であることを第2ユーザに提示するために用いられることができる。

【0088】

上記実施例では、第2ユーザは、使用する電子デバイスを介して、第2ユーザの自撮りカスタム絵文字画像を展示するための絵文字展示パネルに入ることができ、当該絵文字展示パネル内に第2招待提示情報が表示されることが可能になる。第2ユーザは、既に自撮りカスタム絵文字画像を生成した他のユーザと絵文字をコラボしようとする、第2招待提示情報をトリガーし、第2ユーザが使用する電子デバイスに、既に自撮りカスタム絵文字画像を生成した他のユーザ情報、例えば、ユーザのプロフィール写真及び/またはユーザ名前を表示させることができ、第2ユーザは、表示されるユーザ情報のうち、少なくとも1つのユーザのユーザ情報に対して選択操作を行い、例えば、少なくとも1つのユーザのユーザ情報をクリックすることができ、第2ユーザが選択した少なくとも1つのユーザが第1ユーザを含む場合、第2ユーザが使用する電子デバイスは、第1ユーザに第2コラボ要求を送信し、さらに第1ユーザが使用する電子デバイスに、第2コラボ要求に対応する第2招待情報を表示させることができる。

【0089】

本開示の実施例では、任意選択で、S610は具体的に、セッションインタフェース内

10

20

30

40

50

に、第2ユーザが第1ユーザに送信したターゲット招待情報を表示するステップを含むことができる。

【0090】

任意選択で、電子デバイスは、セッションインタフェースの情報展示エリア内にターゲット招待情報を表示することができる。図7は本開示の実施例による招待情報の概略図を示す。

【0091】

図7に示すように、電子デバイス701は、小紅と小蘭とがセッションチャットを行うセッションインタフェース702が表示されることが可能になり、セッションインタフェース702内に、情報展示エリア703、入力ボックス704、及び仮想キーボードコントロール705が表示されている。小蘭が小紅に送信したコラボ招待を、電子デバイス701が受信した場合、情報展示エリア703内に、招待情報である「小蘭は、コラボ絵文字を生成するようにあなたを招待する」ことが表示されることが可能になる。

10

【0092】

本開示の実施例では、任意選択で、第2ユーザは招待提示情報をトリガーした後、第2ユーザが使用する電子デバイスはさらに、複数のコラボ絵文字テンプレート画像を表示することができ、第2ユーザは、複数のコラボ絵文字テンプレート画像から少なくとも1つを選択することができ、第2ユーザが使用する電子デバイスは、第2ユーザが選択したコラボ絵文字テンプレート画像のターゲットテンプレート識別子を取得するとともに、ターゲットテンプレート識別子が含まれるターゲットコラボ要求に対応するターゲット招待情報を第1ユーザに送信することができる。

20

【0093】

図6を参照し、S620を引き続き説明する。

【0094】

S620、ターゲット招待情報に対する第2トリガー操作を検出した場合、第1ユーザの第1ユーザ識別子及び第2ユーザの第2ユーザ識別子が含まれる第1生成要求をサーバに送信する。

【0095】

本開示の実施例では、電子デバイスはターゲット招待情報を表示した後、ユーザはコラボ招待を受け入れると、ターゲット招待情報に対して第2トリガー操作を行うことができる。電子デバイスは、セッションインタフェースに対するユーザの操作をリアルタイムに検出することができ、ターゲット招待情報に対するユーザの第2トリガー操作を検出した場合、サーバは、第1ユーザの第1ユーザ識別子及び第2ユーザの第2ユーザ識別子が含まれる第1生成要求を送信することができる。

30

【0096】

任意選択で、第2トリガー操作は、ターゲット招待情報に対するクリック、長押し、ダブルクリック等の操作であってもよく、ここでは制限しない。

【0097】

引き続き図7を参照し、小紅は当該招待情報を見た後、招待情報における「絵文字をコラボする」という文字をクリックし、小紅のユーザ識別子及び小蘭のユーザ識別子が含まれるコラボ絵文字生成要求をサーバへ電子デバイスに送信させることができる。

40

【0098】

いくつかの実施例では、第1ユーザが既に自撮りカスタム絵文字画像を生成した場合、電子デバイスは、直接に第1ユーザの第1ユーザ識別子及び第2ユーザの第2ユーザ識別子が含まれる第1生成要求をサーバに送信することができる。

【0099】

別の実施例では、第1ユーザが自撮りカスタム絵文字画像を生成していない場合、電子デバイスはサーバに第1生成要求を送信する前に、当該画像表示方法はさらに、顔収集インタフェースを表示し、顔収集インタフェースが第1顔画像を収集した場合、第1顔画像が含まれるものをサーバに送信するステップを含むことができる。

50

## 【0100】

具体的には、第1ユーザが自撮りカスタム絵文字画像を生成していない場合、ターゲット招待情報に対する第2トリガー操作を検出したときに、電子デバイスは、まず、顔収集インタフェースを表示し、顔収集インタフェースが第1顔画像を収集した場合、第1顔画像が含まれるものをサーバに送信し、そして、さらに第1ユーザの第1ユーザ識別子及び第2ユーザの第2ユーザ識別子が含まれる第1生成要求をサーバに送信することができる。

## 【0101】

さらに別の実施例では、第2ユーザが自撮りカスタム絵文字画像を生成していない場合、サーバは第1生成要求を受信した後、さらに、第2ユーザが使用する電子デバイスに画像取得要求を送信し、第2ユーザが使用する電子デバイスに、当該画像取得要求に対応する画像アップロード提示情報を表示させることで、サーバに第2ユーザの第2顔画像を送信することを画像アップロード提示情報により第2ユーザに提示し、さらにサーバに第2ユーザの第2顔画像を取得させられることができる。

10

## 【0102】

本開示の実施例では、第1生成要求は、第1ユーザ識別子と関連付けて記憶される第1顔画像、第2ユーザ識別子と関連付けて記憶される第2顔画像、及び第1絵文字テンプレート画像に基づいて第1絵文字画像を生成してフィードバックするようにサーバに指示するために用いられることができる。

## 【0103】

具体的には、サーバはまず、第1顔画像及び第2顔画像に対してそれぞれ顔分割処理を行うことで、第1顔画像における第1ユーザ顔及び第2顔画像における第2ユーザ顔を切り取ることができ、そして、切り取られた第1ユーザ顔及び第2ユーザ顔に対してそれぞれエッジ最適化、例えば、ぼかし、フェザリング等の処理を行うことができ、次いで、第1顔画像、第2顔画像の頭部位置に対してフォロー、表情遷移処理を行い、顔動的画像を得ることができる。1つの顔画像は、第1絵文字テンプレート画像における1つの顔領域に対応し、1つの顔領域は、1つの頭部位置及び1種の表情に対応する。最後に、各第1絵文字テンプレート画像の各フレームのピクチャをそれぞれ顔動的画像の各フレームのピクチャとピクチャ合成を行い、各第1絵文字テンプレート画像に対応する第1絵文字画像を生成する。

20

## 【0104】

いくつかの実施例では、第2ユーザが複数のユーザと共同でコラボカスタム絵文字画像を生成するように選択する場合、ターゲット招待情報は、全てのユーザのユーザ識別子が含まれることができ、第1生成要求は、全てのユーザのユーザ識別子が含まれることができ、サーバは、全てのユーザ識別子に対応するユーザから送信された生成要求を受信した後、全てのユーザの顔画像に基づいて第1絵文字画像を生成することができる。

30

## 【0105】

本開示の実施例では、任意選択で、ターゲット招待情報は、ターゲットテンプレート識別子が含まれることができ、ターゲットテンプレート識別子は、第2ユーザが選択する絵文字テンプレート、例えば、コラボ絵文字テンプレートのテンプレート識別子であってもよい。

40

## 【0106】

それに対応して、第1生成要求はさらに、ターゲットテンプレート識別子が含まれることができ、第1絵文字テンプレート画像は、ターゲットテンプレート識別子に対応する絵文字テンプレート画像であってもよい。

## 【0107】

具体的には、サーバは、第1ユーザ識別子と関連付けて記憶される第1顔画像、第2ユーザ識別子と関連付けて記憶される第2顔画像、及びターゲットテンプレート識別子に対応する第1絵文字テンプレート画像に基づいて、第1絵文字画像を生成してフィードバックすることができ、ここでは贅言しない。

## 【0108】

50

これにより、サーバは、第2ユーザが選択する絵文字テンプレートに基づいて、第1ユーザと第2ユーザとの間のコラボカスタム絵文字画像を生成することができ、さらにコラボカスタム絵文字画像の生成の柔軟性を向上させる。

【0109】

S630、サーバからフィードバックされた第1絵文字画像を受信する。

【0110】

具体的には、電子デバイスは、サーバからフィードバックされた第1絵文字画像を受信するように、サーバから第1絵文字画像を引き出すことができる。

【0111】

いくつかの実施例では、電子デバイスは、第1生成要求を送信した後、第1絵文字画像をリアルタイムに引き出すことができる。

10

【0112】

別の実施例では、電子デバイスはさらに、第1生成要求を送信した後、プリセット待ち時間、待った後、さらに第1絵文字画像を引き出すことができる。

【0113】

これにより、本開示の実施例では、第1絵文字画像の素材収集方式が簡単であり、ユーザが絵文字画像に対してテキスト、ステッカー等の設計を行う必要もなく、絵文字画像の製作時間を低減し、ユーザの体験を向上させることができる。

【0114】

本開示の別の実施例では、セッションインタフェースは、第1ユーザと第2ユーザとがセッションチャットを実現するインタフェースであってもよい。

20

【0115】

それに対応して、第1絵文字画像が存在せず、第3絵文字画像が存在することを検出した場合、ターゲット絵文字画像は、第3絵文字画像を含むことができる。第3絵文字画像は第1顔画像に基づいて生成され、即ち、第3絵文字画像は、第1ユーザの自撮りカスタム絵文字画像であってもよく、第3絵文字画像の絵文字タイプは自撮りタイプである。

【0116】

さらには、ターゲットポータルアイコンは、第3絵文字ポータルアイコン、即ち、第1ユーザの自撮りカスタム絵文字ポータルアイコンであってもよい。

【0117】

さらには、ターゲット絵文字展示パネルは、第3絵文字展示パネル、即ち、第1ユーザの自撮りカスタム絵文字画像を展示するための絵文字展示パネルであってもよい。

30

【0118】

図8は本開示の実施例による別のポータルトリガー過程の概略図を示す。

【0119】

図8に示すように、電子デバイス801は、小紅と小蘭とがセッションチャットを行うセッションインタフェース802が表示されることが可能になり、セッションインタフェース802内に情報展示エリア803、入力ボックス804、及び仮想キーボードコントロール805が表示されている。小紅が入力ボックス804内に入力テキストである「ハハハハ」をインプットするときに、電子デバイスは、入力テキストである「ハハハハ」が絵文字推奨イベントをトリガーすると決定するとともに、入力ボックス804の上方の情報展示エリア803内に右揃えで絵文字推奨パネル806を重ね合わせて表示する。電子デバイス801は、ローカルに小紅と小蘭とのコラボカスタム絵文字画像が存在しないが小紅の自撮りカスタム絵文字画像が存在することを検出した場合、絵文字推奨パネル806内に、当該自撮りカスタム絵文字画像に対応する自撮りカスタム絵文字ポータルアイコン807が表示されることが可能になる。小紅は自撮りカスタム絵文字ポータルアイコン807をクリックすることができ、電子デバイスは、自撮りカスタム絵文字ポータルアイコン807に対するクリック操作を検出した場合、仮想キーボードコントロール805を自撮りカスタム絵文字画像の絵文字展示パネル808に置き換えて表示することができ、当該絵文字展示パネル808内に自撮りカスタム絵文字画像のプレビュー画像809が表

40

50

示されることが可能になる。

【0120】

これにより、本開示の実施例では、電子デバイスに現在セッションインタフェース内のセッションユーザ間のコラボカスタム絵文字画像が存在しないが第1ユーザの自撮りカスタム絵文字画像が存在する場合、直接に自撮りカスタム絵文字画像に対応する自撮りカスタム絵文字ポータルアイコンを表示することで、自撮りカスタム絵文字画像の絵文字展示パネルに快速に入るようにユーザを助けることができ、ユーザの電子デバイスに他のユーザとの間のコラボカスタム絵文字画像が存在する場合、使用可能なカスタム絵文字画像をユーザのためにインテリジェントに推奨することができ、他人の肖像権を侵害することを回避し、さらにユーザの体験を向上させる。

10

【0121】

本開示のさらに別の実施例では、セッションインタフェースは、第1ユーザと第2ユーザとがセッションチャットを実現するインタフェースであってもよい。

【0122】

それに対応して、第3絵文字画像が存在しないことを検出した場合、ターゲット絵文字画像は、第2絵文字テンプレート画像を含むことができる。第3絵文字画像は第1ユーザの第1顔画像及び第2絵文字テンプレート画像に基づいて生成され、即ち、第3絵文字画像は、第2絵文字テンプレート画像を利用して生成された第1ユーザの自撮りカスタム絵文字画像であってもよい。

20

【0123】

いくつかの実施例では、第2ユーザは、既に自撮りカスタム絵文字画像を生成した後、既に自撮りカスタム絵文字画像を生成した第1ユーザにコラボ招待を送信することができ、この場合、電子デバイスが、ローカルに第3絵文字画像が存在しないこと、即ち、ローカルに第1ユーザの自撮りカスタム絵文字画像が存在しないを検出すれば、第1ユーザがいずれのカスタム絵文字画像も生成しないと決定することができ、従って、第2絵文字テンプレート画像をターゲット絵文字画像として、ターゲット絵文字画像に第2絵文字テンプレート画像を含ませられることができる。

【0124】

別の実施例では、第1ユーザ及び第2ユーザが既に自撮りカスタム絵文字画像を生成したか否かに関係なく、第2ユーザは、第1ユーザにコラボ招待を送信することができ、この場合、電子デバイスが、ローカルに第3絵文字画像及び第1絵文字画像が存在しないこと、即ち、ローカルに第1ユーザの自撮りカスタム絵文字画像が存在せず、第1ユーザと第2ユーザとのコラボカスタム絵文字画像も存在しないことを検出すれば、第1ユーザがカスタム絵文字画像を有しないと決定することができ、従って、第2絵文字テンプレート画像をターゲット絵文字画像として、ターゲット絵文字画像に第2絵文字テンプレート画像を含ませられることができる。

30

【0125】

さらには、ターゲットポータルアイコンは、第2絵文字テンプレートポータルアイコン、即ち、第1ユーザの自撮りカスタム絵文字を生成するための絵文字テンプレートのポータルアイコンであってもよい。

40

【0126】

さらには、ターゲット絵文字展示パネルは、第2絵文字テンプレート展示パネル、即ち、第2絵文字テンプレート画像を展示するための絵文字展示パネルであってもよい。

【0127】

図9は本開示の実施例によるさらに別のポータルトリガー過程の概略図を示す。

【0128】

図9に示すように、電子デバイス901は、小紅と小蘭とがセッションチャットを行うセッションインタフェース902が表示されることが可能になり、セッションインタフェース902内に情報展示エリア903、入力ボックス904、及び仮想キーボードコントロール905が表示されている。小紅が入力ボックス904内に入力テキストである「ハ

50

「八八八」をインプットするときに、電子デバイスは、入力テキストである「八八八八」が絵文字推奨イベントをトリガーすると決定するとともに、入力ボックス 904 の上方の情報表示エリア 903 内に右揃えで絵文字推奨パネル 906 を重ね合わせて表示する。電子デバイス 901 が、ローカルに小紅と小蘭とのコラボカスタム絵文字画像が存在せず、小紅の自撮りカスタム絵文字画像も存在しないことを検出した場合、絵文字推奨パネル 906 内に、小紅の自撮りカスタム絵文字の絵文字テンプレートを生成するための絵文字テンプレートポータルアイコン 907 が表示されることが可能になる。小紅は絵文字テンプレートポータルアイコン 907 をクリックすることができ、電子デバイスは、絵文字テンプレートポータルアイコン 907 に対するクリック操作を検出した場合、仮想キーボードコントロール 905 を、小紅の自撮りカスタム絵文字を生成するための絵文字テンプレート画像の絵文字表示パネル 908 に置き換えて表示することができ、当該絵文字表示パネル 908 内に、小紅の自撮りカスタム絵文字を生成するための絵文字テンプレート画像のプレビュー画像 909 が表示されることが可能になる。

10

**【0129】**

本開示の実施例では、任意選択で、図 9 におけるプレビュー画像 909 に示すように、第 2 絵文字テンプレート画像及び第 2 絵文字テンプレート画像のプレビュー画像における顔領域はいずれも空白で表示されることができる。

**【0130】**

本開示の実施例では、任意選択で、ターゲット絵文字表示パネルはさらに、絵文字生成トリガーコントロール、例えば、図 9 における「すぐに生成する」ボタン 910 が表示されることが可能になり、当該絵文字生成トリガーコントロールは、第 1 ユーザの自撮りカスタム絵文字画像の生成をトリガーするために用いられることができる。従って、ユーザは、絵文字生成トリガーコントロールをトリガーすることで、電子デバイスに第 1 ユーザの自撮りカスタム絵文字画像を生成させることができる。

20

**【0131】**

さらには、電子デバイスは、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字表示パネルを表示した後、第 3 絵文字画像をさらに生成することができる。

**【0132】**

図 10 は本開示の実施例による第 3 画像生成方法の概略フローチャートを示す。

**【0133】**

図 10 に示すように、当該第 3 絵文字画像生成方法は、以下のステップ S1010 ~ S1040 を含むことができる。

30

**【0134】**

S1010、絵文字生成トリガーコントロールに対する第 3 トリガー操作を検出した場合、顔収集インタフェースを表示する。

**【0135】**

具体的には、ターゲット絵文字表示パネル内に絵文字生成トリガーコントロールが表示されている場合、ユーザは、絵文字生成トリガーコントロールに対して第 3 トリガー操作を行うことができる。電子デバイスは、ターゲット絵文字表示パネルに対するユーザの操作をリアルタイムに検出するとともに、絵文字生成トリガーコントロールに対する第 3 トリガー操作を検出した場合、顔収集インタフェースを表示することができる。

40

**【0136】**

任意選択で、第 3 トリガー操作は、絵文字生成トリガーコントロールに対するクリック、長押し、ダブルクリック等の操作であってもよく、ここでは制限しない。

**【0137】**

任意選択で、電子デバイスは、絵文字生成トリガーコントロールに対する第 3 トリガー操作を検出した場合、セッションインタフェースから顔収集インタフェースにジャンプして表示することができる。

**【0138】**

さらには、顔収集インタフェースは、顔収集枠を含むことができる。任意選択で、顔収

50

集枠は、指定された顔収集角度を有することができる。

【0139】

S1020、顔収集インタフェースが第1顔画像を収集した場合、第1顔画像が含まれる第2生成要求をサーバに送信する。

【0140】

具体的には、ユーザは、顔収集インタフェースにより第1顔画像を収集することができ、電子デバイスは、顔収集インタフェースが第1顔画像を収集した場合、収集された第1顔画像が含まれる第2生成要求をサーバに送信することができる。

【0141】

いくつかの実施例では、電子デバイスは、顔収集インタフェース内の顔収集枠内に完全な顔が表示されている場合、直接に顔収集枠内に表示される第1顔画像を収集するとともに、顔収集インタフェースが第1顔画像を収集した場合、第1顔画像が含まれる第2生成要求をサーバに送信することができる。

10

【0142】

別の実施例では、電子デバイスは、顔収集インタフェース内の顔収集枠内に完全な顔が表示されている場合、顔収集インタフェース内の写真撮りコントロールをライトアップさせることができ、ユーザは写真撮りコントロールをクリックすることができ、これにより、電子デバイスは、ユーザが写真撮りコントロールをクリックすることに対応して、顔収集枠内に表示される第1顔画像を収集するとともに、顔収集インタフェースが第1顔画像を収集した場合、第1顔画像が含まれる第2生成要求をサーバに送信する。

20

【0143】

顔収集枠内に完全な顔が表示されているとは、顔が全て顔収集枠にあり、顔の高さが顔収集枠の高さの半分以上であることを意味する。

【0144】

本開示の実施例では、第2生成要求は、第1顔画像及び第2絵文字テンプレート画像に基づいて第3絵文字画像を生成してフィードバックするようにサーバに指示するために用いられることができる。

【0145】

サーバが第3絵文字画像を生成する具体的な過程は、第1絵文字画像を生成する具体的な過程と類似しており、ここでは贅言しない。

30

【0146】

S1030、サーバからフィードバックされた第3絵文字画像を受信する。

【0147】

具体的には、電子デバイスは、サーバからフィードバックされた第3絵文字画像を受信するように、サーバから第3絵文字画像を引き出すことができる。

【0148】

いくつかの実施例では、電子デバイスは、第2生成要求を送信した後、第3絵文字画像をリアルタイムに引き出すことができる。

【0149】

別の実施例では、電子デバイスはさらに、第2生成要求を送信した後、プリセット待ち時間、待った後、さらに第3絵文字画像を引き出すことができる。

40

【0150】

S1040、第1プレビュー画像を第2プレビュー画像に置き換えて表示し、第2プレビュー画像は第3絵文字画像のプレビュー画像である。

【0151】

具体的には、電子デバイスは、第3絵文字画像を引き出した後、ターゲット絵文字展示パネル内に、第1プレビュー画像を、第3絵文字画像に対応する第2プレビュー画像に置き換えて表示することができ、これにより、電子デバイスは、第3絵文字画像の製作が完了した後、直接に第3絵文字画像をユーザに展示することができる。

【0152】

50

任意選択で、電子デバイスがセッションインタフェースから顔収集インタフェースにジャンプした場合、電子デバイスが、サーバからフィードバックされた第3 絵文字画像を受信した後、さらに顔収集インタフェースからセッションインタフェースにジャンプバックすることができる。

【0153】

これにより、本開示の実施例では、第3 絵文字画像の素材収集方式が簡単であり、ユーザが絵文字画像に対してテキスト、ステッカー等の設計を行う必要もなく、絵文字画像の製作時間を低減し、ユーザの体験を向上させることができる。

【0154】

本開示の別の実施形態では、ターゲット絵文字画像は、プリセットテキストスタイルで表示される第1 ターゲットテキストを含むことができ、第1 プレビュー画像は、プリセットテキストスタイルで表示される第1 ターゲットテキストを含むこともできる。

10

【0155】

本開示の実施例では、各ターゲット絵文字画像は、1つのプリセットテキストスタイルに対応することができる。

【0156】

いくつかの実施例では、プリセットテキストスタイルは、フォントスタイル、カレースタイル、ストロークスタイル、位置スタイル、及び角度スタイルのうちの少なくとも1種を含むことができ、ここでは制限しない。

【0157】

任意選択で、入力テキストの文字数がプリセット数閾値以下である場合、第1 ターゲットテキストは入力テキストを含むことができ、入力テキストの文字数がプリセット数閾値よりも大きい場合、第1 ターゲットテキストはプリセットテキストを含むことができる。

20

【0158】

プリセット数閾値は、必要に応じて設けられた任意の数値であってもよく、ここでは制限しない。例えば、プリセット数閾値は、3、5、10、20等であってもよい。

【0159】

具体的には、電子デバイスはターゲット絵文字画像を決定した後、まず、入力テキストの文字数がプリセット数閾値以下であるか否かを判断し、そうであれば、入力テキストをプリセットテキストスタイルでターゲット絵文字画像に追加し、ターゲット絵文字画像にプリセットテキストスタイルの入力テキストを含ませ、さもなければ、プリセットテキストをプリセットテキストスタイルでターゲット絵文字画像に追加し、ターゲット絵文字画像にプリセットテキストスタイルのプリセットテキストを含ませることができる。

30

【0160】

任意選択で、各ターゲット絵文字画像は、1つのプリセットテキストに対応することができる。

【0161】

図11は、本開示の実施例による絵文字展示パネルの概略図を示す。

【0162】

図11に示すように、電子デバイス1101は、小紅と小蘭とがセッションチャットを行うセッションインタフェース1102が表示されることが可能になり、セッションインタフェース1102内に情報展示エリア1103、入力ボックス1104、及び自撮りカスタム絵文字画像の絵文字展示パネル1105が表示されている。入力ボックス1104内に入力テキストである「ハハハハ」が表示されている場合、入力テキストの文字数が4であるため、プリセット数閾値が5である場合、文字数がプリセット数閾値よりも小さく、当該絵文字展示パネル1105内に表示される自撮りカスタム絵文字画像のプレビュー画像1106は、プリセットテキストスタイルで表示される入力テキストである「ハハハハ」を含むことができる。

40

【0163】

任意選択で、プレビュー画像1106に対応する自撮りカスタム絵文字画像は、プリセ

50

ットテキストスタイルで表示される入力テキストである「八八八八」を含むこともできる。

【0164】

図12は本開示の実施例による別の絵文字展示パネルの概略図を示す。

【0165】

図12に示すように、電子デバイス1201は、小紅と小蘭とがセッションチャットを行うセッションインタフェース1202が表示されることが可能になり、セッションインタフェース1202内に情報展示エリア1203、入力ボックス1204、及び自撮りカスタム絵文字画像の絵文字展示パネル1205が表示されている。入力ボックス1204内に入力テキストである「八八八八」が表示されている場合、入力テキストの文字数が4であるため、プリセット数閾値が3である場合、文字数がプリセット数閾値よりも大きく、当該絵文字展示パネル1205内に表示される自撮りカスタム絵文字画像のプレビュー画像1206は、プリセットテキストスタイルで表示されるプリセットテキストを含むことができ、1つのプレビュー画像1206は、1つのプリセットテキストに対応する。

10

【0166】

任意選択で、プレビュー画像1206に対応する自撮りカスタム絵文字画像は、プリセットテキストスタイルで表示される、対応するプリセットテキストを含むこともできる。

【0167】

これにより、本開示の実施例では、第1プレビュー画像内に表示されるテキストは、入力テキストに基づいて柔軟に調整されることができ、さらにユーザの体験を向上させる。

【0168】

本開示の実施例では、任意選択で、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示するステップの後、当該画像表示方法はさらに、

20

第1プレビュー画像におけるターゲットプレビュー画像に対する第4トリガー操作を検出した場合、セッションインタフェースの情報展示エリア内に、ターゲットプレビュー画像に対応するターゲット絵文字画像を表示するステップであって、ターゲットプレビュー画像に対応するターゲット絵文字画像は第1ターゲットテキストを含むステップを含むことができる。

【0169】

具体的には、セッションインタフェース内にターゲットポータルアイコンが展示されている絵文字推奨パネルが表示されている場合、ユーザは、ターゲットポータルアイコンに対して第1トリガー操作を行うことができ、電子デバイスは、セッションインタフェースに対するユーザの操作をリアルタイムに検出するとともに、ターゲットポータルアイコンに対する第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止し、それに、セッションインタフェース内にターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示することができる。ターゲット絵文字展示パネルを表示した後、ユーザは、第1プレビュー画像におけるターゲットプレビュー画像に対して第4トリガー操作を行うことができ、電子デバイスは、ターゲットプレビュー画像に対するユーザの第4トリガー操作をリアルタイムに検出するとともに、ターゲットプレビュー画像に対する第4トリガー操作を検出した場合、第2ユーザが使用する電子デバイスに、サーバを介してターゲットプレビュー画像に対応するターゲット絵文字画像を送信し、それに、セッションインタフェースの情報展示エリア内に、ターゲットプレビュー画像に対応するターゲット絵文字画像を表示することができ、当該ターゲットプレビュー画像に対応するターゲット絵文字画像は、第1ターゲットテキストが表示されることが可能になる。

30

40

【0170】

任意選択で、第4トリガー操作は、ターゲットプレビュー画像に対するクリック、長押し、ダブルクリック等の操作であってもよく、ここでは制限しない。

【0171】

これにより、ユーザがチャットする過程において、電子デバイスは、ユーザがインプットした入力テキストに基づいて、カスタム絵文字画像に表示されるテキストを自動的に調整することができ、ユーザによるカスタムのターゲット絵文字画像の使用の柔軟性を向上

50

させる。

【0172】

本開示のさらに別の実施形態では、さらにユーザの体験を向上させるために、ターゲットポータルアイコンは、ターゲットポータル画像を含むことができる。

【0173】

任意選択で、ターゲットポータル画像は、第1ポータル画像及び第2ポータル画像のうちのいずれかを含むことができる。

【0174】

いくつかの実施例では、当該第1ポータル画像は、第1プレビュー画像からランダムに選択された画像である。

【0175】

具体的には、電子デバイスはターゲット絵文字画像を決定した後、ターゲット絵文字画像に対応する第1プレビュー画像から1つの画像をランダムに選択し、選択された画像を第1ポータル画像とすることができる。

【0176】

別の実施例では、当該第2ポータル画像は、入力テキストが属する感情タイプと同じ感情タイプのターゲット絵文字画像のプレビュー画像である。

【0177】

一例では、電子デバイスはターゲット絵文字画像を決定した後、ターゲット絵文字画像を検出し、当該入力テキストに対応する感情タイプを有するターゲット絵文字画像のプレビュー画像を第2ポータル画像とすることができる。

【0178】

別の例では、電子デバイスはターゲット絵文字画像を決定した後、ターゲット絵文字画像の画像タグを検出し、画像タグが当該入力テキストにおける感情キーワードであるターゲット絵文字画像のプレビュー画像を第2ポータル画像とすることができる。

【0179】

これにより、本開示の実施例では、ターゲットポータル画像は、入力テキストに基づいて柔軟に調整されることができ、さらにユーザの体験を向上させる。

【0180】

本開示のいくつかの実施例では、ターゲットポータルアイコン内にいずれのテキストも表示しないことができる。

【0181】

本開示の別の実施例では、ターゲットポータルアイコンはさらに、プリセットテキストスタイルで表示される第2ターゲットテキストを含むことができる。

【0182】

任意選択で、第2ターゲットテキストは、入力テキストにおける最初のプリセット数個の文字を含むことができる。

【0183】

プリセット数は、必要に応じて設けられた任意の数値であってもよく、ここでは制限しない。例えば、プリセット数は、1、2、3等であってもよい。

【0184】

図13は本開示の実施例による別の絵文字推奨パネルの概略図を示す。

【0185】

図13に示すように、電子デバイス1301は、小紅と小蘭とがセッションチャットを行うセッションインタフェース1302が表示されることが可能になり、セッションインタフェース1302内に情報展示エリア1303、入力ボックス1304、及び仮想キーボードコントロール1305が表示されている。小紅が入力ボックス1304内に入力テキストである「ハハハハ」をインプットするときに、電子デバイスは、入力テキストである「ハハハハ」が絵文字推奨イベントをトリガーすると決定するとともに、入力ボックス1304の上方の情報展示エリア1303内に右揃えで絵文字推奨パネル1306を重ね

10

20

30

40

50

合わせて表示する。電子デバイス 1301 が、ローカルに小紅と小蘭とのコラボカスタム絵文字画像が存在しないが小紅の自撮りカスタム絵文字画像が存在することを検出した場合、絵文字推奨パネル 1306 内に、当該自撮りカスタム絵文字画像に対応する自撮りカスタム絵文字ポータルアイコン 1307 が表示されることが可能になる。自撮りカスタム絵文字ポータルアイコン 1307 は、自撮りカスタム絵文字画像からランダムに選択された 1 つの絵文字画像のプレビュー画像、及び入力テキストである「ハハハハ」のうちの第 1 個の文字である「ハ」を含むことができる。

**【0186】**

いくつかの実施例では、入力テキストの文字数がプリセット数閾値よりも大きい場合、ターゲットポータルアイコン内にいずれのテキストも表示しないことができ、入力テキストの文字数がプリセット数閾値以下である場合、ターゲットポータルアイコンは、入力テキストにおける最初のプリセット数の文字を含むことができる。

10

**【0187】**

別の実施例では、入力テキストの文字数がプリセット数よりも大きい場合、第 2 ターゲットテキストはさらに、省略記号、例えば、「...」を含むことができる。

**【0188】**

これにより、第 2 ターゲットテキストは、入力テキストにおける最初のプリセット数の文字と省略記号とからなるテキストであってもよい。

**【0189】**

これにより、本開示の実施例では、ターゲットポータルアイコン内に表示されるテキストは、入力テキストに基づいて柔軟に調整されることができ、さらにユーザの体験を向上させる。

20

**【0190】**

本開示のさらに別の実施形態では、絵文字推奨パネルは第 3 プレビュー画像が表示されることが可能になり、第 3 プレビュー画像は、当該ターゲットポータルアイコン及び第 4 絵文字画像のプレビュー画像を含むことができる。即ち、絵文字推奨パネルは、ターゲットポータルアイコンの他に、第 4 絵文字画像のプレビュー画像を表示することができる。

**【0191】**

第 4 絵文字画像は、入力テキストが属する感情タイプと同じ感情タイプの非カスタムの絵文字画像であってもよい。

30

**【0192】**

一例では、第 4 絵文字画像は、当該入力テキストに対応する感情タイプを有する非カスタムの絵文字画像であってもよい。

**【0193】**

別の例では、第 4 絵文字画像はさらに、画像タグが当該入力テキストにおける感情キーワードである非カスタムの絵文字画像であってもよい。

**【0194】**

任意選択で、ターゲットポータルアイコンは、第 4 絵文字画像のプレビュー画像の前に表示されることができ、図 4 に示すように、ターゲットポータルアイコン 407 は、全ての第 4 絵文字画像のプレビュー画像 408 の左側に位置することができる。

40

**【0195】**

いくつかの実施例では、ターゲットポータルアイコンは絵文字推奨パネル内に固定表示されることができ、ユーザが絵文字推奨パネル内でスライド操作を行っても、ターゲットポータルアイコンの表示位置は変化しない。

**【0196】**

別の実施例では、ターゲットポータルアイコンは絵文字推奨パネル内に非固定表示されることができ、ユーザが絵文字推奨パネル内でスライド操作を行う場合、ターゲットポータルアイコンの表示位置は、スライド操作のスライド方向に伴って変化することができる。

**【0197】**

本開示の実施例では、任意選択で、絵文字推奨パネルを表示するステップの後、当該画

50

像表示方法はさらに、

絵文字推奨パネルの表示時間長を計時するステップと、

表示時間長がプリセット時間長に達しかつ第3プレビュー画像をトリガーしていない場合、絵文字推奨パネルの表示を停止するステップと、

セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンを表示するステップと、を含むことができる。

【0198】

具体的には、電子デバイスにセッションインタフェースが表示される場合、ユーザは、セッションインタフェースの入力ボックス内に入力テキストをインプットすることができ、ユーザが入力テキストをインプットする過程において、電子デバイスは、入力テキストをリアルタイムに検出することができ、入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーすることを検出したときに、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンが展示されている絵文字推奨パネルを表示することができる。絵文字推奨パネルを表示した後、電子デバイスは、絵文字推奨パネルの表示時間長を計時することができ、表示時間長がプリセット時間長に達しかつ第3プレビュー画像をトリガーしていない場合、絵文字推奨パネルの表示を停止し、それに、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンを表示する。

10

【0199】

いくつかの実施例では、絵文字推奨パネルの表示を停止した後、ターゲットポータルアイコンは、セッションインタフェースの情報展示エリア内に表示されることができる。

20

【0200】

任意選択で、当該ターゲットポータルアイコンは、右揃えで情報展示エリア内に重ね合わせて表示されるとともに、入力ボックスの頂部に位置することができる。

【0201】

一例では、絵文字推奨パネルの表示を停止した後、ターゲットポータルアイコンのサイズは変更されないまま維持されることができ、別の例では、絵文字推奨パネルの表示を停止した後、ターゲットポータルアイコンのサイズはプリセット割合で縮小されることができ、ここでは制限しない。

【0202】

プリセット割合は必要に応じて設けられることができ、ここでは制限しない。

30

【0203】

引き続き図4を参照し、絵文字推奨パネル406内に、カスタム絵文字画像に対応するターゲットポータルアイコン407、及び入力テキストである「ハハハハ」に基づいて推奨された非カスタムの絵文字画像のプレビュー画像408が表示されることが可能になる。電子デバイスは、絵文字推奨パネル406を表示した後、絵文字推奨パネル406の表示時間長を計時することができ、表示時間長がプリセット時間長に達しかつユーザがターゲットポータルアイコン407またはいずれかのプレビュー画像408をトリガーすることを検出していない場合、絵文字推奨パネル406の表示を停止し、それに、図14に従って表示する。

【0204】

図14は本開示の実施例によるポータルアイコン表示方式の概略図を示す。

40

【0205】

図14に示すように、電子デバイス401は、小紅と小蘭とがセッションチャットを行うセッションインタフェース402が表示されることが可能になり、セッションインタフェース402内に情報展示エリア403、入力ボックス404、及び仮想キーボードコントロール405が表示されており、入力ボックス404内に入力テキストである「ハハハハ」が表示されており、それに、入力ボックス404の上方の情報展示エリア403内に右揃えでターゲットポータルアイコン407を重ね合わせて表示する。

【0206】

別の実施例では、絵文字推奨パネルの表示を停止した後、ターゲットポータルアイコン

50

はさらに、入力ボックスとセッションインタフェースの仮想キーボードコントロールとの間に表示されることができる。

【0207】

具体的には、電子デバイスは、入力ボックスと仮想キーボードコントロールとの間に追加表示される絵文字推奨パネルの表示領域内に当該ターゲットポータルアイコンを引き続き表示することができる。

【0208】

任意選択で、当該ターゲットポータルアイコンは、右揃えで入力ボックスと仮想キーボードコントロールとの間に表示されることができる。

【0209】

一例では、絵文字推奨パネルの表示を停止した後、ターゲットポータルアイコンのサイズは変更されないまま維持されることができ、別の例では、絵文字推奨パネルの表示を停止した後、ターゲットポータルアイコンのサイズはプリセット割合で縮小されることができ、この場合、絵文字推奨パネルの表示領域のサイズも、プリセット割合で縮小されることができ、ここでは制限しない。

【0210】

プリセット割合は必要に応じて設けられることができ、ここでは制限しない。

【0211】

これにより、本開示の実施例では、絵文字推奨パネルの表示を停止しても、依然としてターゲットポータルアイコンの表示を保持することができ、さらにユーザによるカスタムのターゲット絵文字画像の検索の便利性を向上させ、ユーザの体験を向上させる。

【0212】

本開示の実施例では、任意選択で、ターゲットポータルアイコンを表示するステップの後、当該画像表示方法はさらに、

セッションインタフェース内に入力テキストが表示されない場合、ターゲットポータルアイコンの表示を停止するステップを含むことができる。

【0213】

具体的には、絵文字推奨パネルを表示した後、電子デバイスは、絵文字推奨パネルの表示時間長を計時することができ、表示時間長がプリセット時間長に達しかつ第3プレビュー画像をトリガーしていない場合、絵文字推奨パネルの表示を停止し、それに、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンを表示する。ターゲットポータルアイコンを表示した後、電子デバイスは、入力ボックス内に表示される入力テキストをリアルタイムに検出することができ、入力ボックス内に入力テキストが表示されないこと、即ち、ユーザが入力ボックス内の全ての入力テキストを削除したことを検出した場合、ターゲットポータルアイコンの表示を停止できる。

【0214】

これにより、本開示の実施例では、セッションインタフェース内に入力テキストが表示されない場合、ターゲットポータルアイコンの表示を停止することができ、ユーザがセッション内容の編集を停止したときに依然としてターゲットポータルアイコンを表示し続けるという課題が生じることを回避することができ、さらにユーザの体験を向上させる。

【0215】

さらには、絵文字推奨パネルの表示時間長を計時した後、表示時間長がプリセット時間長に達しておらずかつターゲットポータルアイコンに対する第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止し、それに、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示する。

【0216】

本開示の実施例はさらに、上記の画像表示方法を実現するための画像表示装置を提供する。

【0217】

本開示の実施例では、当該画像表示装置は、電子デバイスであってもよい。いくつかの

10

20

30

40

50

実施例では、当該電子デバイスは、図 1、図 2 に示すクライアントにおける第 1 電子デバイス 110 であってもよい。電子デバイスは、携帯電話、タブレット、デスクトップコンピュータ、ノートパソコン、車載端末、ウェアラブルデバイス、一体型パソコン、スマートホームデバイス等の通信機能を有するデバイスであってもよく、仮想マシンやシミュレータによってシミュレートされたデバイスであってもよい。

【0218】

以下、図 15 を参照して本開示の実施例によって提供される画像表示装置を説明する。

【0219】

図 15 は、本開示の実施例による画像表示装置の構造概略図を示す。

【0220】

図 15 に示すように、当該画像表示装置 1500 は、第 1 表示ユニット 1510、第 2 表示ユニット 1520、及び第 3 表示ユニット 1530 を含むことができる。

【0221】

当該第 1 表示ユニット 1510 は、セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示するように配置されることができ、絵文字推奨パネルにはターゲットポータルアイコンが表示されており、ターゲットポータルアイコンは、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするために用いられる。

【0222】

当該第 2 表示ユニット 1520 は、ターゲットポータルアイコンに対する第 1 トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止するように配置されることができ。

【0223】

当該第 3 表示ユニット 1530 は、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示するように配置されることができ、ターゲット絵文字展示パネルには第 1 プレビュー画像が表示されており、第 1 プレビュー画像はターゲット絵文字画像のプレビュー画像である。

【0224】

本開示の実施例では、セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示することができ、当該絵文字推奨パネルは、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするためのターゲットポータルアイコンを含むことができ、さらに、ターゲットポータルアイコンに対する第 1 トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止するとともに、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示することができ、当該ターゲット絵文字展示パネルは、ターゲット絵文字画像のプレビュー画像が表示されることが可能になり、これにより、ユーザは、入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするときに、直接に絵文字推奨パネル内に表示されるターゲットポータルアイコンにより、ターゲット絵文字画像のプレビュー画像が表示されているターゲット絵文字展示パネルに快速に入ることができ、ユーザによるカスタムのターゲット絵文字画像の検索の利便性を向上させ、ユーザによるカスタムのターゲット絵文字画像の検索操作を単純化し、さらにユーザの体験を向上させる。

【0225】

本開示のいくつかの実施例では、当該セッションインタフェースは、第 1 ユーザと第 2 ユーザとのセッションチャットを実現するインタフェースであってもよい。

【0226】

それに対応して、第 1 絵文字画像の存在を検出した場合、ターゲット絵文字画像は、第 1 絵文字画像を含むことができ、第 1 絵文字画像は第 1 ユーザの第 1 顔画像及び第 2 ユーザの第 2 顔画像に基づいて生成されることができ。

【0227】

本開示のいくつかの実施例では、当該画像表示装置 1500 はさらに、第 4 表示ユニッ

10

20

30

40

50

ト、第 1 送信ユニット、及び第 1 受信ユニットを含むことができる。

【0228】

当該第 4 表示ユニットは、第 2 ユーザが第 1 ユーザに送信したターゲット招待情報を表示するように配置されることができる。

【0229】

当該第 1 送信ユニットは、ターゲット招待情報に対する第 2 トリガー操作を検出した場合、第 1 ユーザの第 1 ユーザ識別子及び第 2 ユーザの第 2 ユーザ識別子が含まれる第 1 生成要求をサーバに送信するように配置されることができ、第 1 生成要求は、第 1 ユーザ識別子と関連付けて記憶される第 1 顔画像、第 2 ユーザ識別子と関連付けて記憶される第 2 顔画像、及び第 1 絵文字テンプレート画像に基づいて第 1 絵文字画像を生成してフィードバックするようにサーバに指示するために用いられることができる。

10

【0230】

当該第 1 受信ユニットは、サーバからフィードバックされた第 1 絵文字画像を受信するように配置されることができる。

【0231】

本開示のいくつかの実施例では、当該ターゲット招待情報は、

第 2 ユーザがセッションインタフェース内に表示される第 1 招待提示情報をトリガーすることで第 1 ユーザに送信する招待情報であってもよい第 1 招待情報と、

第 2 ユーザが第 2 絵文字画像を展示するための絵文字展示パネル内に表示される第 2 招待提示情報をトリガーすることで第 1 ユーザに送信する招待情報であってもよい第 2 招待情報と、第 2 絵文字画像は第 2 顔画像に基づいて生成されることができる第 2 招待情報と、のうちのいずれかを含むことができる。

20

【0232】

本開示のいくつかの実施例では、当該ターゲット招待情報は、ターゲットテンプレート識別子が含まれることができ、当該ターゲットテンプレート識別子は、第 2 ユーザによって選択された絵文字テンプレートのテンプレート識別子であってもよい。

【0233】

それに対応して、当該第 1 生成要求はさらに、ターゲットテンプレート識別子が含まれることができ、当該第 1 絵文字テンプレート画像は、ターゲットテンプレート識別子に対応する絵文字テンプレート画像であってもよい。

30

【0234】

本開示のいくつかの実施例では、当該セッションインタフェースは、第 1 ユーザと第 2 ユーザとのセッションチャットを実現するインタフェースであってもよい。

【0235】

それに対応して、第 1 絵文字画像が存在せず、第 3 絵文字画像が存在することを検出した場合、ターゲット絵文字画像は第 3 絵文字画像を含むことができ、第 1 絵文字画像は第 1 ユーザの第 1 顔画像及び第 2 ユーザの第 2 顔画像に基づいて生成されることができ、第 3 絵文字画像は第 1 顔画像に基づいて生成されることができる。

【0236】

本開示のいくつかの実施例では、当該セッションインタフェースは、第 1 ユーザと第 2 ユーザとのセッションチャットを実現するインタフェースであってもよい。

40

【0237】

それに対応して、第 3 絵文字画像が存在しないことを検出した場合、ターゲット絵文字画像は第 2 絵文字テンプレート画像を含むことができ、第 3 絵文字画像は第 1 ユーザの第 1 顔画像及び第 2 絵文字テンプレート画像に基づいて生成されることができる。

【0238】

本開示のいくつかの実施例では、当該ターゲット絵文字展示パネルはさらに、絵文字生成トリガーコントロールが表示されることが可能になる。

【0239】

それに対応して、当該画像表示装置 1500 はさらに、第 5 表示ユニット、第 2 送信ユ

50

ニット、第2受信ユニット、及び第6表示ユニットを含むことができる。

【0240】

当該第5表示ユニットは、絵文字生成トリガーコントロールに対する第3トリガー操作を検出した場合、顔収集インタフェースを表示するように配置されることができる。

【0241】

当該第2送信ユニットは、顔収集インタフェースが第1顔画像を収集した場合、第1顔画像が含まれる第2生成要求をサーバに送信するように配置されることができ、第2生成要求は、第1顔画像及び第2絵文字テンプレート画像に基づいて第3絵文字画像を生成してフィードバックするようにサーバに指示するために用いられることができる。

【0242】

当該第2受信ユニットは、サーバからフィードバックされた第3絵文字画像を受信するように配置されることができる。

【0243】

当該第6表示ユニットは、第1プレビュー画像を第2プレビュー画像に置き換えて表示するように配置されることができ、第2プレビュー画像は第3絵文字画像のプレビュー画像であってもよい。

【0244】

本開示のいくつかの実施例では、当該第1プレビュー画像は、プリセットテキストスタイルで表示される第1ターゲットテキストを含むことができる。

【0245】

それに対応して、入力テキストの文字数がプリセット数閾値以下である場合、第1ターゲットテキストは入力テキストを含むことができ、入力テキストの文字数がプリセット数閾値よりも大きい場合、第1ターゲットテキストは前記プリセットテキストを含むことができる。

【0246】

本開示のいくつかの実施例では、当該ターゲットポータルアイコンは、第1プレビュー画像においてランダムに選択された画像であってもよい第1ポータル画像と、

入力テキストが属する感情タイプと同じ感情タイプのターゲット絵文字画像のプレビュー画像であってもよい第2ポータル画像と、のうちのいずれかを含むことができる。

【0247】

本開示のいくつかの実施例では、当該ターゲットポータルアイコンは、プリセットテキストスタイルで表示される第2ターゲットテキストを含むことができ、当該第2ターゲットテキストは、入力テキストにおける最初のプリセット数の文字を含むことができる。

【0248】

本開示のいくつかの実施例では、当該絵文字推奨パネルは第3プレビュー画像が表示されることが可能になり、当該第3プレビュー画像は、ターゲットポータルアイコン及び第4絵文字画像のプレビュー画像を含むことができ、当該第4絵文字画像は、入力テキストが属する感情タイプと同じ感情タイプの非カスタムの絵文字画像であってもよい。

【0249】

それに対応して、当該画像表示装置1500はさらに、表示計時ユニット、第7表示ユニット、及び第8表示ユニットを含むことができる。

【0250】

当該表示計時ユニットは、絵文字推奨パネルの表示時間長を計時するように配置されることができる。

【0251】

当該第7表示ユニットは、表示時間長がプリセット時間長に達しかつ第3プレビュー画像がトリガーされていない場合、絵文字推奨パネルの表示を停止するように配置されることができる。

【0252】

10

20

30

40

50

当該第 8 表示ユニットは、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンを表示するように配置されることができる。

【 0 2 5 3 】

本開示のいくつかの実施例では、当該画像表示装置 1 5 0 0 はさらに、第 9 表示ユニットを含むことができ、当該第 9 表示ユニットは、セッションインタフェース内に入力テキストが表示されない場合、ターゲットポータルアイコンの表示を停止するように配置されることができる。

【 0 2 5 4 】

なお、図 1 5 に示す画像表示装置 1 5 0 0 は、図 3 ~ 図 1 4 に示す方法実施例における各ステップを実行するとともに、図 3 ~ 図 1 4 に示す方法実施例における各過程、効果を

10

実現することができ、ここでは贅言しない。

【 0 2 5 5 】

本開示の実施例はさらに、画像表示デバイスを提供し、当該画像表示デバイスは、プロセッサと、メモリとを含んでもよく、メモリは、実行可能な指令を記憶するために用いられてもよい。プロセッサは、メモリから実行可能な指令を読み取って実行することで、上記実施例における画像表示方法を実現するために用いられてもよい。

【 0 2 5 6 】

図 1 6 は本開示の実施例による画像表示デバイスの構造概略図を示す。以下、具体的に図 1 6 を参照し、本開示の実施例における画像表示デバイス 1 6 0 0 を実現するのに適した構造概略図が示される。

20

【 0 2 5 7 】

本開示の実施例における画像表示デバイス 1 6 0 0 は電子デバイスであってもよい。電子デバイスは、携帯電話、ノートパソコン、デジタル放送受信機、PDA（携帯情報端末）、PAD（タブレット）、PMP（ポータブルマルチメディアプレーヤー）、車載端末（例えば、車載ナビゲーション端末）、ウェアラブルデバイス等の携帯端末、及びデジタルTV、デスクトップコンピュータ、スマートホームデバイス等の固定端末を含むことができるが、これらに限定されない。

【 0 2 5 8 】

いくつかの実施例では、当該電子デバイスは、図 1、図 2 に示すクライアントにおける第 1 電子デバイス 1 1 0 であってもよい。

30

【 0 2 5 9 】

なお、図 1 6 に示す画像表示デバイス 1 6 0 0 は、1 つの例示に過ぎず、本開示の実施例の機能及び使用範囲に任意の制限を与えるべきではない。

【 0 2 6 0 】

図 1 6 に示すように、当該画像表示デバイス 1 6 0 0 は、リードオンリーメモリ（ROM）1 6 0 2 に記憶されたプログラム、または記憶装置 1 6 0 8 からランダムアクセスメモリ（RAM）1 6 0 3 にロードされたプログラムに従って、様々な適切な動作及び処理を実行できる処理装置（例えば、中央処理ユニット、グラフィックプロセッサ等）1 6 0 1 を含むことができる。RAM 1 6 0 3 には、画像表示デバイス 1 6 0 0 の操作に必要な様々なプログラム及びデータがさらに記憶されている。処理装置 1 6 0 1、ROM 1 6 0 2 及び RAM 1 6 0 3 は、バス 1 6 0 4 を介して互いに接続される。入出力（I/O）インタフェース 1 6 0 5 もバス 1 6 0 4 に接続される。

40

【 0 2 6 1 】

通常、I/Oインタフェース 1 6 0 5 には、例えばタッチスクリーン、タッチパッド、キーボード、マウス、カメラ、マイクロフォン、加速度計、ジャイロ等を含む入力装置 1 6 0 6、例えば、液晶ディスプレイ（LCD）、スピーカー、パイプレーター等を含む出力装置 1 6 0 7、例えば、磁気テープ、ハードディスク等を含む記憶装置 1 6 0 8、及び通信装置 1 6 0 9 が接続されることができる。通信装置 1 6 0 9 は、画像表示デバイス 1 6 0 0 が他の機器と無線または有線通信を行ってデータをやり取りすることを可能にする。図 1 6 には、様々な装置を有する画像表示デバイス 1 6 0 0 が示されているが、全ての

50

示される装置を実施または具備することが要求されないは理解されるべきである。代わりに、より多くのまたはより少ない装置を実施または具備してもよい。

【0262】

本開示の実施例はさらに、コンピュータ可読記憶媒体を提供し、当該記憶媒体はコンピュータプログラムが記憶されており、コンピュータプログラムがプロセッサによって実行されるとき、プロセッサに上記実施例における画像表示方法を実現させる。

【0263】

特に、本開示の実施例によれば、フローチャートを参照して以上で説明される過程は、コンピュータソフトウェアプログラムとして実現されることができる。

【0264】

本開示の実施例はさらに、コンピュータプログラム製品を提供し、当該コンピュータプログラム製品は、コンピュータプログラムを含むことができ、コンピュータプログラムがプロセッサによって実行されるとき、プロセッサに上記実施例における画像表示方法を実現させる。

【0265】

例えば、本出願の実施例は、非一時的なコンピュータ可読媒体上に担持されるコンピュータプログラムを含むコンピュータプログラム製品を含み、当該コンピュータプログラムは、フローチャートに示す方法を実行するためのプログラムコードを含む。このような実施例では、当該コンピュータプログラムは、通信装置1609を介してネットワークからダウンロード及びインストールされ、または、記憶装置1608からインストールされ、またはROM1602からインストールされることができる。当該コンピュータプログラムが処理装置1601によって実行される場合、本出願の実施例の画像表示方法で限定される上記機能を実行する。

【0266】

なお、本開示の実施例に記載のコンピュータ可読媒体は、コンピュータ可読信号媒体、またはコンピュータ可読記憶媒体、または上記両者の任意の組み合わせであってもよい。コンピュータ可読記憶媒体は、例えば、電気、磁気、光、電磁気、赤外線、または半導体のシステム、装置、若しくはデバイス、または任意の以上の組み合わせであってもよいが、これらに限定されない。コンピュータ可読記憶媒体のより具体的な例としては、1つまたは複数のワイヤを有する電気接続、ポータブルコンピュータディスク、ハードディスク、ランダムアクセスメモリ(RAM)、リードオンリーメモリ(ROM)、消去可能なプログラマブルリードオンリーメモリ(EPROMまたはフラッシュメモリ)、光ファイバ、ポータブルコンパクトディスクリードオンリーメモリ(CD-ROM)、光記憶デバイス、磁気記憶デバイス、または上記の任意の適切な組み合わせを含むことができるが、これらに限定されない。本開示の実施例では、コンピュータ可読記憶媒体は、指令実行システム、装置、またはデバイスによって使用され、またはこれらと結合して使用されることができるプログラムを含むか、または記憶する任意の有形媒体であってもよい。本開示では、コンピュータ可読信号媒体は、ベースバンドで、または搬送波の一部として伝搬するデータ信号を含むことができ、当該データ信号にコンピュータ読み取り可能なプログラムコードが担持される。このように伝搬されるデータ信号は、多種の形式を採用することができ、電磁信号、光信号、または上記の任意の適切な組み合わせを含むが、これらに限定されない。コンピュータ可読信号媒体は、コンピュータ可読記憶媒体を除いた任意のコンピュータ可読媒体であってもよく、当該コンピュータ可読信号媒体は、指令実行システム、装置、またはデバイスによって使用され、またはこれらと結合して使用されるためのプログラムを送信、伝搬、または伝送することができる。コンピュータ可読媒体上に含まれるプログラムコードは、任意の適切な媒体によって伝送されることができ、当該媒体は、電線、光ファイバケーブル、RF(無線周波数)等、または上記の任意の適切な組み合わせを含むが、これらに限定されない。

【0267】

いくつかの実施形態では、クライアントやサーバは、例えばHTTP等のような、現在

10

20

30

40

50

既知、又は将来開発される任意のネットワークプロトコルを利用して通信することができ、任意の形態又は媒体のデジタルデータ通信（例えば、通信ネットワーク）と相互接続されることができる。通信ネットワークの例は、ローカルネットワーク（「LAN」）、ワイドエリアネットワーク（「WAN」）、ワールドワイドウェブ（例えば、インターネット）、エンドツーエンドネットワーク（例えば、ad hocエンドツーエンドネットワーク）、及び現在既知、又は将来開発されるネットワークを含む。

**【0268】**

上記コンピュータ可読媒体は、上記画像表示デバイスに含まれてもよいし、当該画像表示デバイスに配置されず、別個として存在してもよい。

**【0269】**

上記コンピュータ可読媒体に1つまたは複数のプログラムが担持されており、上記1つまたは複数のプログラムが当該画像表示デバイスによって実行される場合、当該画像表示デバイスに、

セッションインタフェース内に表示される入力テキストが絵文字推奨イベントをトリガーするとき、セッションインタフェース内に、絵文字推奨パネルを表示するステップであって、絵文字推奨パネルにはターゲットポータルアイコンが表示されており、ターゲットポータルアイコンは、カスタムのターゲット絵文字画像の表示をトリガーするために用いられるステップと、ターゲットポータルアイコンに対する第1トリガー操作を検出した場合、絵文字推奨パネルの表示を停止するステップと、セッションインタフェース内に、ターゲットポータルアイコンに対応するターゲット絵文字展示パネルを表示するステップであって、ターゲット絵文字展示パネルには第1プレビュー画像が表示されており、第1プレビュー画像がターゲット絵文字画像のプレビュー画像であるステップと、を実行させる。

**【0270】**

本開示の実施例では、本開示の操作を実行するためのコンピュータプログラムコードは、1種または多種のプログラミング言語またはそれらの組み合わせで作成されることができ、上記プログラミング言語は、Java、Smalltalk、C++のようなオブジェクト指向プログラミング言語を含み、「C」言語または類似するプログラミング言語のような従来手続き型プログラミング言語をさらに含むが、これらに限定されない。プログラムコードは、ユーザのコンピュータ上で完全に、ユーザのコンピュータ上で部分的に、1つの独立型ソフトウェアパッケージとして、ユーザのコンピュータ上で部分的にかつリモートコンピュータ上で部分的に、またはリモートコンピュータ若しくはサーバ上で完全に実行することができる。リモートコンピュータが関与する場合、リモートコンピュータは、ローカルエリアネットワーク（LAN）またはワイドエリアネットワーク（WAN）を含む、任意の種類のネットワークを介してユーザのコンピュータに接続することができ、または、外部コンピュータに接続することができる（例えば、インターネットサービスプロバイダを利用してインターネットを介して接続する）。

**【0271】**

図面におけるフローチャート及びブロック図は、本出願の様々な実施例のシステム、方法及びコンピュータプログラム製品に従って実現可能なアーキテクチャ、機能及び操作を示す。この点について、フローチャートまたはブロック図における各ブロックは、1つのモジュール、プログラムセグメント、またはコードの一部を代表することができ、当該モジュール、プログラムセグメント、またはコードの一部は、所定の論理機能を実現するための1つまたは複数の実行可能な指令を含む。なお、いくつかの代替の実現において、ブロックに示されている機能は、図に示されている順序とは異なる順序に従って発生してもよい。例えば、連続的に示される2つのブロックは実際には、基本的に並行して実行されてもよく、ある場合、逆の順序に従って実行されてもよく、関連する機能に応じて決定される。また、ブロック図及び/又はフローチャートにおける各ブロック、並びにブロック図及び/又はフローチャートにおけるブロックの組み合わせは、所定の機能又は操作を実行するための、ハードウェアによる専用システムで実現されてもよいし、又は専用ハード

10

20

30

40

50

ウェアとコンピュータ指令との組み合わせで実現されてもよい。

【0272】

本開示の実施例に記述されたユニットは、ソフトウェアの方式で実現されてもよいし、ハードウェアの方式で実現されてもよい。ユニットの名称は、ある場合、当該ユニット自身への限定を構成しない。

【0273】

本明細書で上記に説明された機能は、少なくとも部分的に1つ又は複数のハードウェアロジック部材によって実行されてもよい。例えば、利用できるハードウェアロジック部材の例示的なタイプは、フィールドプログラマブルゲートアレイ(FPGA)、特定用途向け集積回路(ASIC)、特定用途向け標準製品(ASSP)、システムオンチップ(SOC)、コンプレックスプログラマブルロジックデバイス(CPLD)等を含むが、これらに限定されない。

10

【0274】

本開示において、機械可読媒体は、指令実行システム、装置又はデバイスによって、又はそれらと組み合わせで使用されてもよいプログラムを含むか、又は記憶する有形媒体であってもよい。機械可読媒体は、機械可読信号媒体又は機械可読記憶媒体であってもよい。機械可読媒体は、電子、磁気、光学、電磁、赤外線、又は半導体システム、装置又はデバイス、或いは上記の内容の任意の適切な組み合わせを含むが、これらに限定されない。機械可読記憶媒体のより具体的な例は、1つ又は複数のワイヤによる電気接続、ポータブルコンピュータディスク、ハードディスク、ランダムアクセスメモリ(RAM)、読み取り専用メモリ(ROM)、消去可能プログラマブル読み取り専用メモリ(EPROM又はフラッシュメモリ)、光ファイバ、ポータブルコンパクト磁気ディスク読み取り専用メモリ(CD-ROM)、光記憶装置、磁気記憶装置、又は上記内容の任意の適切な組み合わせを含む。

20

【0275】

以上の記載は、本開示の好適な実施例及び適用される技術原理に対する説明にすぎない。当業者であれば理解できるように、本開示に係る開示範囲は、上記の技術特徴の特定の組み合わせによって形成される技術案に限定されず、その同時、上記の開示された構想から逸脱することなく、上記の技術特徴またはその等価特徴の任意の組み合わせによって形成される他の技術案、例えば、上記の特徴と、本開示に開示された(ただしこれに限定されていない)類似機能を有する技術特徴とを互いに置き換えることによって形成された技術案も含む。

30

【0276】

また、特定の順序を採用して各操作を記載したが、示される特定の順序、または順番に従ってこれらの操作を実行することを要求するものとして解釈されるべきではない。特定の環境で、マルチタスク及び並行処理は有利である可能性がある。同様に、以上の論述には、いくつかの具体的な実現の詳細が含まれるが、本開示の範囲に対する限定として解釈されるべきではない。単一の実施例の文脈で説明されるいくつかの特徴は、組み合わせで、単一の実施例で実現されてもよい。逆に、単一の実施例の文脈で説明される様々な特徴は、別々に、または任意の適切なサブ組み合わせの形態で、複数の実施例で実現されてもよい。

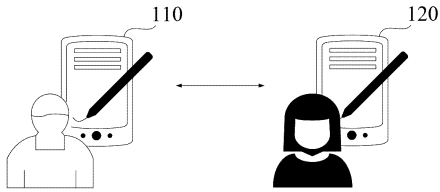
40

【0277】

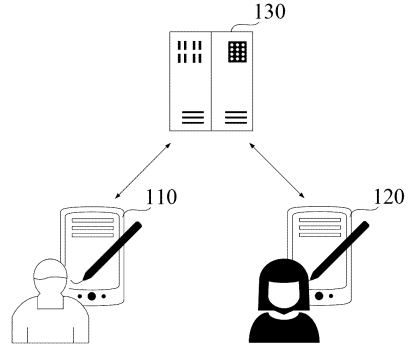
構成特徴及び/または方法の論理動作に固有の言語で、本主題を説明したが、添付の特許請求の範囲で限定される主題は、上記の特定の特徵または動作に限定されないことを理解すべきである。むしろ、上述した特定の特徵及び動作は、特許請求の範囲を実現するための単なる例示的な形態である。

【図面】

【図 1】

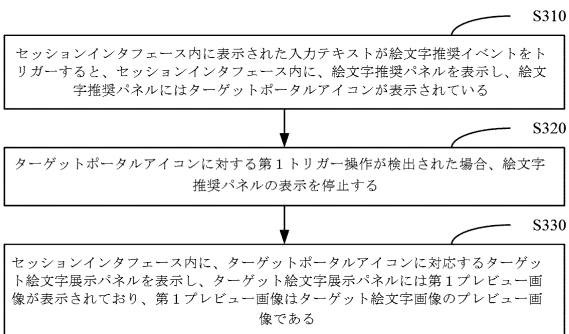


【図 2】

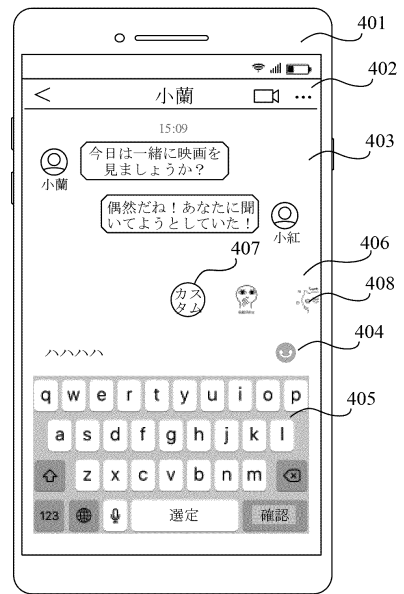


10

【図 3】



【図 4】



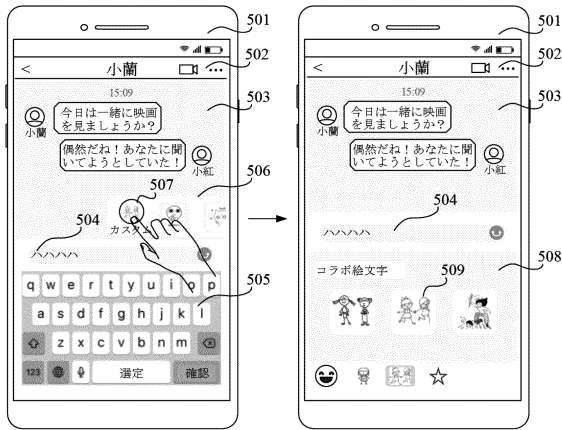
20

30

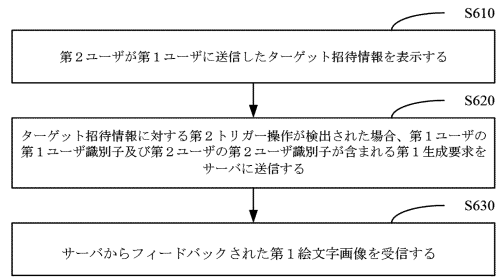
40

50

【図 5】

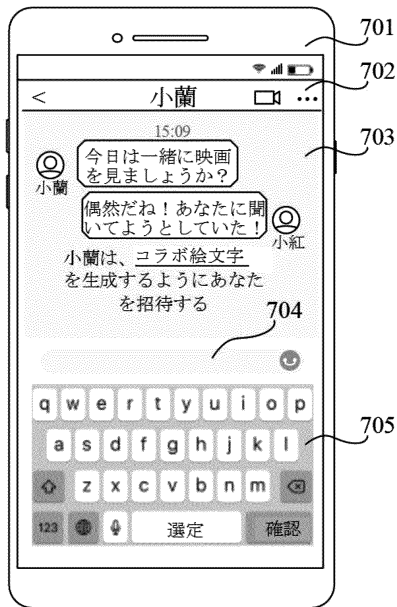


【図 6】

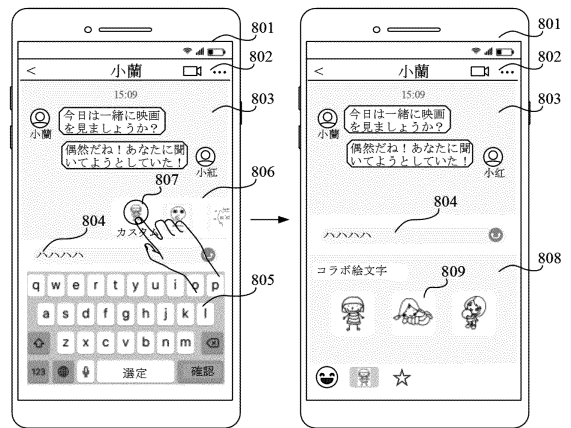


10

【図 7】



【図 8】



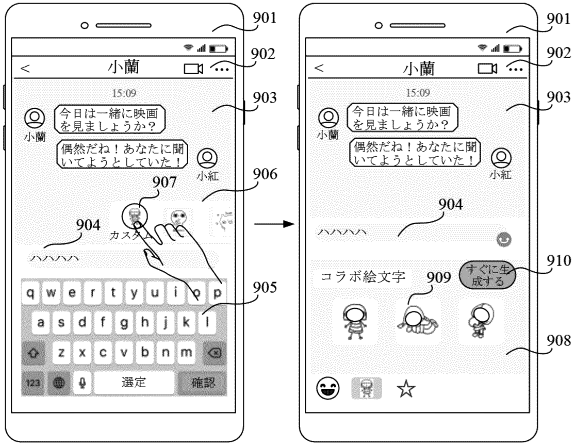
20

30

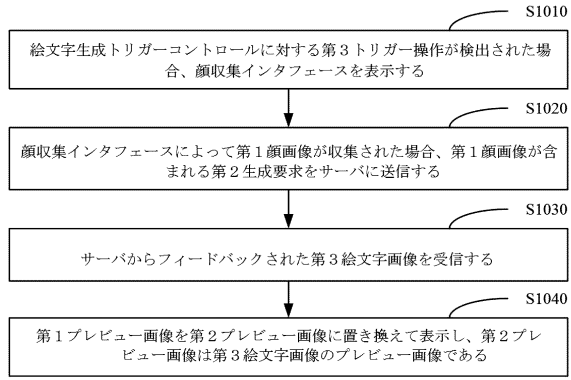
40

50

【図 9】

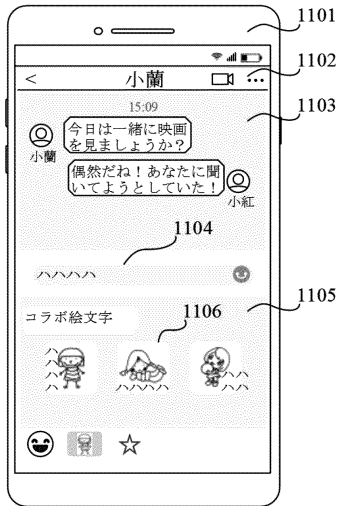


【図 10】

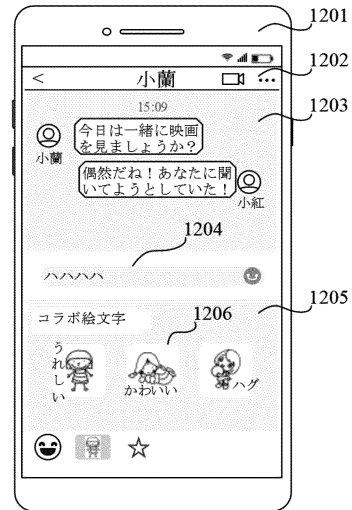


10

【図 11】



【図 12】



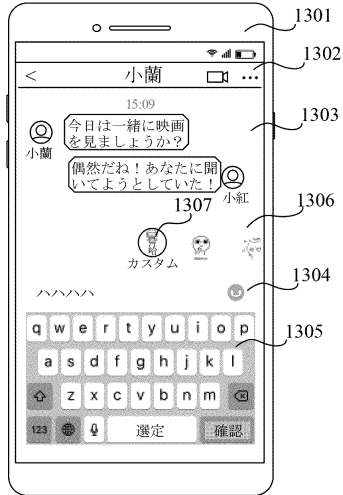
20

30

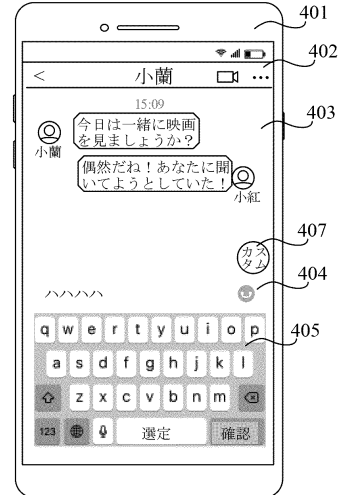
40

50

【図 13】

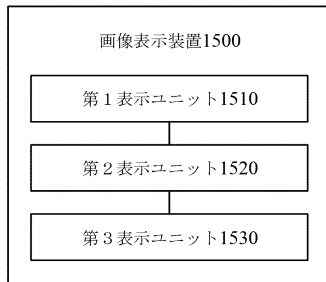


【図 14】

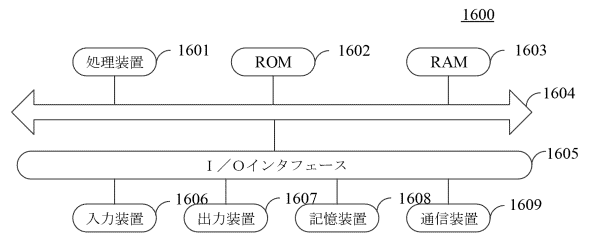


10

【図 15】



【図 16】



20

30

40

50

## フロントページの続き

- 弁理士 伊東 忠彦  
(74)代理人 100135079  
弁理士 宮崎 修  
(72)発明者 ワン, シンイ  
中国 100190 ベイジン, ハイディエン ディストリクト, ズィチュン ロード, ナンバー・  
63, チャイナ サテライト コミュニケーションズ タワー, ジンリトウシャオ ポスト オフィス  
(72)発明者 ユイ, ジョウ  
中国 100190 ベイジン, ハイディエン ディストリクト, ズィチュン ロード, ナンバー・  
63, チャイナ サテライト コミュニケーションズ タワー, ジンリトウシャオ ポスト オフィス  
審査官 宮本 昭彦  
(56)参考文献 中国特許出願公開第111966804 (CN, A)  
中国特許出願公開第108227956 (CN, A)  
特表2015-507791 (JP, A)  
中国特許出願公開第109120866 (CN, A)  
特開2017-152021 (JP, A)  
米国特許出願公開第2018/0205681 (US, A1)  
米国特許第10303746 (US, B1)  
(58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)  
G06F 3/01  
G06F 3/048 - 3/04895  
H04L 51/04